

②平成 28 年度までの
各構成員の取組内容・実施状況

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|--|--|
| 事項 | 目標時期 | 龍ヶ崎市 | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | 沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 地域防災計画において、小貝川・利根川洪水避難計画を策定し、避難の発令基準、対象区域を位置つけた。【平成28年度から順次実施】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告等の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み) |
| 1-2 | 沿川市町:ロールプレイング等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | 避難対象住民等の意見を聴取し、タイムラインに基づく避難訓練の検討会にて整理し、検証を行っていく。【検討会実施済み、検証については平成28年度から順次実施】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | 広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 現在、小貝川・利根川洪水避難計画を策定中。【H28年度から順次実施】 稲敷広域市町村圏内において相互応援に関する協定を結び、今後、広域避難計画に向けて、検討を行う。また、住民への周知については引き続き実施する。 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。(ハザードマップ及び防災の手引きにより、周知を行っている。) 小貝川・利根川洪水避難計画の中で、避難方向の指定を行っている。 小貝川・利根川の決壊についての想定は、計画を策定予定。(H28年度中) |
| 1-8 | 想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 防災の手引き、ハザードマップにより周知を図る。【平成29年度から順次実施】 想定最大規模降雨による浸水想定区域の公表に併せ、ハザードマップや市で作成している防災の手引きの改定を行う。 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。 国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | 首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 引き続き、首長も参加する水害対応の実践的な避難訓練を実施していく。【実施済み】 | 自治会等の避難も含めたタイムラインに基づいたロールプレイング型の水害に対応した訓練を実施。(H28.6) |
| 1-11 | スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 今後もスマホ等IT機器を用いた訓練を継続していく。【実施済み】 | H28年6月5日の市合同防災訓練において、ツイッター(ハッシュタグ機能)を用いた情報収集訓練を実施済み。 |
| 1-12 | 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料(掲示用のパネル等)を作成する。【平成29年度から順次実施】 | 利根川下流河川事務所等の配布資料や今年度策定予定の小貝川・利根川洪水避難計画の別冊として住民向け「避難行動マニュアル」や「避難所運営マニュアル」が有る。 |
| 1-13 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 危機管理室で対応する。【実施済み】 | 水災害等に関する問い合わせ窓口を設置し、対応している。(平時は市危機管理室及び担当部署で対応する。) |
| 1-14 | 水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 要望により、水防災に対する説明会を行っていく。【実施済み】 | ・市公式サイトにて、降雨情報について「川の防災情報」等を公表している。 国土交通省主導の共同点検、H27年9月関東東北豪雨のパネル展示を実施。 要望により、出前講座等の説明会を実施 |
| 1-15 | 小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 引き続き、小中学校を対象とした水災害教育を実施する。【実施済み】 | 小中学校を対象とした水災害教育を一部実施している。 |
| 1-16 | 教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えられています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 今後、教職員向けの講習会の実施を教育委員会と調整する。【平成29年度から順次実施】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | 避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 小貝川・利根川洪水避難計画策定後、計画に基づいた訓練を行い、検証を行っていく。また、同計画策定に併せ、新潟県三条市等のハザードマップを参考にまるとまごちハザードマップを拡充予定。【平成29年度から順次実施】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 基本的には自家用車及び徒歩等による避難を想定している。 JR佐貫駅近辺の電柱等において、避難場所への案内標識を設置した(まるとまごちハザードマップの実施)。 |
| 1-21 | 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまごちHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるとまごちハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 避難所の表示看板の充実強化。【平成32年度から順次実施】 | まるとまごちハザードマップの整備を行い、防災の手引きを全戸配布し、まるとまごちハザードマップを周知している。また、国土交通省が運営している「川の防災情報」等を市ホームページ上で公表している。 |
| 1-22 | 要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 水災害に対応した計画を策定し、水災害対応の訓練を啓発・実施する。【平成29年度から順次実施】 | 現在、要配慮者施設の避難計画では、地震や火災などに対する計画は策定済みであり、訓練も実施されているが、水災害においては、現在策定中である。また、28年度中に小貝川氾濫等による浸水想定区域内にある介護施設等、保育園等の事業所に対する避難計画説明会を開催し、その後事業所により計画の作成の取組が開始され始めた。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | |
|---|--|--------------|--|
| 事項 | 目標時期 | 龍ヶ崎市 | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関する広報の推進。【実施済み】 要望により出前講座や説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 4年に1回を基準に実施していく。【実施済み】 小貝川において水防訓練(首長や関係機関が参加したタイムラインに基づいた避難行動実働型の水害対応訓練)を実施した。水防訓練を行わない年には防災講演会を実施している。消防団(水防団業務)による訓練は毎年行われている。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団への連絡体制の再確認を行う。 28年度で配備した携帯型無線機等の通信訓練等を行っていく 【平成29年度から順次実施】 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 「災害時等の相互応援に関する協定書」を県内市町村と締結済み。H28年度中に稲敷広域消防本部管内市町村と災害時相互応援に関する協定締結を予定しているが、訓練については検討を行う。【平成29年度から順次実施】 稲敷広域市町村圏内で災害時相互応援に関する協定を結び、広域避難への取組が開始された。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な事務組合相互の水防活動について支援体制の推進・連携強化を図る。【平成28年度から実施】 有る。(稲敷広域市町村圏内において相互応援に関する協定を結んだ) |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 今後の状況に応じて巡視頻度及び巡視内容についても調整を図る。【平成28年度から実施】 利根川については、接していないため、巡視区間の策定はしていないが、小貝川において巡視については水防団による巡視を活動部ごとに区分けたものを小貝川・利根川避難計画の中で明記している。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防活動には、水防団の拡充が不可欠であり、市公式ホームページや団員募集の広告により、周知を行う。【実施済み】 水防団員の募集は定期的を実施しているが、水防協力団体の募集はポスターを掲示しているのみ。また、水防団員は内水対応で手一杯であり、利根川の水防活動は困難な状況。 |
| 2-8 | ・沿川市町：毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外：水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 浸水想定区域内の多くの住民に対し、毎年河川事務所が実施する共同点検等の周知を図り、参加を推進する。【平成2年度から順次実施】 住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 現在、建設業組合との間で協定を結んでいるが、適宜協定の拡充を検討する。【実施済み】 市建設業組合との間で風水害等の応急対策を含む災害協定を結んでいる。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 現在策定済みの地震災害BCPの計画に基づき、水災害について、一部追加・改訂を行う。【平成28年度から順次実施】 水害対応も含めたBCPについては策定済みであり、28年度では災害時の支援の受け入れについて計画し災害時受援計画を別冊として策定した。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 機能確保マニュアルについて、検討を行う。【平成28年度から順次実施】 浸水時の電源の確保は、実施済み。BCPの中で庁舎機能を確保するための計画は策定済み。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 洪水ハザードマップ内に大規模工場等はないが、浸水想定区域内の企業に対しての啓蒙活動については検討を行う。【平成29年度から順次実施】 浸水想定区域に大規模工場などの該当無し。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 現在は行っていないが、自主防災組織、防災士の活用を検討する。【平成29年度から順次実施】 水防のみに限らず、防災への取組の具体的な計画として、北文間地区で地区防災計画を策定した。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | |
| 3-1 3-2 3-3 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | H32年度 | 排水計画については、今後国土交通省より発出される想定最大規模を想定した氾濫シミュレーション公表後、排水計画の検証及び改訂の検討を行う。【平成29年度から順次実施】 行える。 懸念される。 既存施設を踏まえた排水計画を作成してある。 |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水訓練については、担当課と協議・検討する。【実施済み】 計画は策定済み。排水訓練については各排水施設管理者等が各々で操作確認等をしており、またH28年度は避難行動実働型の訓練を実施したため、排水訓練を主眼において訓練は実施しない。 |

■ハード対策の主な取り組み

| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | |
|-------------------------------------|---|--------|--|
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | H28年度中に音声一斉配信サービスを導入予定。 H32年～34年にかけて防災無線のデジタル化を予定。 ・地区防災計画の策定。【平成28年度から順次実施】 防災行政無線やコミュニティFM、緊急速報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、アラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。(H28年度中に音声一斉配信サービス導入に向け、サービス提供会社と提供合意に至った。)また、国土交通省により進められている緊急速報メールを利用したプッシュ型配信について、小貝川水海道の地点について登録を行った。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 水防活動に効果的な資機材の情報を収集し、資機材の有用性に応じて配備を検討する。水防管理団体と協議、検討を行う。【平成28年度から順次実施】 水防団の安全を確保するための資機材(ライフジャケット等)を整備済み。また、新技術を用いた水防資機材については利根川水系連合・総合水防演習において水害工法を水防団員が実施、また各河川事務所が開催する水害工法現地視察に参加するなど資機材についての検討を行っている。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | BCPの水災害対応計画に基づき検討する。【平成28年度から順次実施】 H28.6.30に耐水対策として自家発電設備の高上げを行った附属棟庁舎を新設した。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|--|--|
| 事項 | 目標時期 | 取組内容 | | 取手市 | |
| 具体的取組 | | | | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 想定最大規模の降雨による洪水浸水想定区域の策定・公表された後に、避難対象区域について再度見直しを行う。【平成30年3月まで】 | 明確にしている。 |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインの検証を行う。【平成33年3月まで】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 避難経路の指定について検討を行う。【平成33年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 (ハザードマップ及び防災の手引きにより、周知を行っている。) 小貝川・利根川洪水避難計画の中で、避難方向の指定を行っている。 小貝川・利根川の決壊についての想定は、計画を策定予定。(H28年度中) |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 想定最大外力を対象とした洪水浸水想定区域図の策定・公表された後に洪水ハザードマップを作成し周知する。【平成29年度以降】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 引き続き、首長も参加する実践的な避難訓練を実施していく。 また、多くの自治会や自主防災会で避難訓練を実施しているが、一部実施していない地区があるので、その地区に対して実施してもらおう。【平成33年3月まで】 | 水害に対応した避難訓練を年1回実施している。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 防災に関して、IT技術を活用の検討をしている。【平成29年度以降】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 今後も継続して、水防災に関して周知を行っていく。 | 水防災意識啓発の一環として、水害時のタイムラインや避難情報の名称変更等を記載した、「取手市災害対策NEWS」を作成し、平成29年3月1日の新聞に折り込み配布を行った。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 要望があった際に、水防災に関して地区の出前講座を開催し説明しており、継続して実施する。 | 共同点検で説明しているほか、自治会等から要請を受けた際に、水防災に関して出前講座を実施している。 そのほか、平成29年1月28日に関東地方整備局利根川下流河川事務所中村所長にお越しいただき、取手市防災講演会「利根川の決壊に備えて」と名を打ち、講演をいただいている。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 小中学校における水災害教育の実施。【平成33年3月まで】 | 一部学校に対して実施した。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 教員を対象とした講習会の実施を検討していく。【平成29年度以降】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 避難誘導体制の充実を図る。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 公共交通機関を活用した避難計画を作成している。 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとハザードマップの整備を進めていく。【平成33年3月まで】 | 避難所の表示看板については設置しているが、その他の取組は無し。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の促進を行う。【平成29年度以降】 | 現状の取組無し(避難計画を策定していない) |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|---|---|-------------|---|--|
| 事項 | 目標時期 | 取組内容 | | 取手市 | |
| 具体的取組 | | | | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関する広報の推進を実施していく。【平成33年3月まで】 | 説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防(防災)訓練の実施を実施していく。【平成33年3月まで】 | 年1回水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練を実施していく。【平成30年3月まで】 | 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 隣接市町合同による水防訓練の実施について検討していく。【平成33年3月まで】 | 隣接する広域消防本部同士で毎年訓練を行っている |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な事務組合相互の水防活動の支援体制を推進していく。【平成33年3月まで】 | 隣接市への広域避難として、千葉県我孫子市と茨城県龍ケ崎市・つくばみらい市と協議をしている。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 巡視区間・頻度・内容を明確化する。【平成33年3月まで】 | 明確になっている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 市ホームページにて、水防活動の担い手となる水防協力団体の募集するページの作成し促進を図っている。【平成33年3月まで】 | 水防団員の募集は定期的には実施しているが、水防協力団体の募集はポスターを掲示しているのみ。また、水防団員は内水対応で手一杯であり、利根川の水防活動は困難な状況。 |
| 2-8 | ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を実施検討する。【平成30年3月まで】 | 住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 建設業協会と協定を締結しているため、今後適宜協定の拡充を検討する。【実施済み】 | 水防活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定について検討を行う【平成29年度以降】 | 現状の取組無し。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 各機関における大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成を検討する。【平成33年3月まで】 | 本庁舎が浸水想定区域外にあるため、マニュアルについては作成していない。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 一部の大規模工場では、避難訓練等を実施しているため、他の大規模工場に対しても実施するよう促進について検討していく。【平成33年3月まで】 | 浸水想定区域内における大規模工場に対し、避難訓練実施状況や水害対策実施状況について聞き取り調査を実施。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防を説明会等によって市民へ周知を検討する。【平成33年3月まで】 | 説明会等を実施している。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成を検討する。【平成33年3月まで】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 策定無し。 |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水計画に基づく排水訓練の実施を検討する。【平成33年3月まで】 | 実施していない。 |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 室内における情報伝達手段として、防災ラジオ導入を検討する。【平成平成29年度以降】 | 防災行政無線や緊急連絡メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、アラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 平成28年度末に、(株)茨城放送と協定を締結し、災害時の避難情報や避難所開設状況等について、ラジオで放送していただくことが可能となった。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材、地域防災計画に基づく水防資機材等の配備の検討を行う。【平成33年3月まで】 | 水防資機材を備蓄(箇所及び種類・数量)している。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施について検討する。【平成33年3月まで】 | 耐水化や耐水対策は実施していない。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|---|--------------|---|---|
| 事項 | 目標時期 | 潮来市 | | H28年度までの実施状況 | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | 沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 地域防災計画において、水防上の基準水位にあわせた避難の発令基準、対象区域を位置づける。 | 河川水位が氾濫危険水位に到達した場合に避難勧告を発令することとしている。 |
| 1-2 | 沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインに基づいた訓練を実施していく。 | 避難に着目したタイムラインを策定済み。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について | 平成28年度から順次実施 | 広域避難協定を締結したので、詳細を協議し、避難場所・避難経路について洪水ハザードマップや地域防災計画に位置づけ、住民へ周知を行う。 | 洪水ハザードマップにより周知している。 |
| | | 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難路の指定状況について | | | 広域避難を踏まえた発令基準を策定していないが、茨城町と広域避難に関する協定を締結している。 千葉県香取市、神栖市、稲敷市と協定を締結している。細部については、今後協議。 |
| | | 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | | | 利根川と支川(常陸利根川)のそれぞれの想定をしているが、同時の想定をしていない。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 想定最大外力にもとづいた洪水を対象に、洪水ハザードマップを公表し、住民へ周知する。 | 洪水ハザードマップを公表している。 国土交通省の洪水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練を毎年実施する。 | 避難訓練を年に1回実施している。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | スマートフォンを活用した避難訓練を実施する。 | 実施していない。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 「水防意識向上」のための資料を作成する。 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を行う。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 水防災に関する説明会等の実施。【平成33年3月まで】 | リーフレットを作成し、全世帯に配布する。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 市内小中学校の総合学習の中で水災害教育に取り組んでいく。 | 実施していない。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 教員を対象とした講習会を実施する。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて | H29年度から順次実施 | 避難誘導体制について、地域防災計画に位置づけていく。 | 市職員、消防団員、自主防災組織が連携して、危険な地域から安全な地域へ避難誘導に努める。 |
| | | 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について | | | 現状の取組無し(作成無し) |
| | | 住民避難が円滑に行われるための工夫について | | | 潮来市エリアメール、インターネット、防災行政無線、広報車の利用、広報依頼、ラジオテレビ等の報道機関に対して広報への協力要請する。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 広域施設や電柱を中心に看板の設置を進めていく。 | 実施していない。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 水害も入れて訓練する事ができるように支援していく。 | 避難訓練を年に1回実施している。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|-------------|--|--|
| 事項 | 目標時期 | 潮来市 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | ハザードマップ、防災マップに水防についても記載欄を設ける。 | 水防の大切さ、役割を夏季訓練に説明している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 年に1回実施する。 | 毎年実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 年に1回連絡体制の再確認を実施。同様に年1回伝達訓練を実施していく。 | 年に1回連絡体制表を再確認し、それに基づいた伝達訓練を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 隣接する市町と広域的な水防活動の支援に関する取組を実施していく。 | 協議会のメンバーに含まれる市町間では被災後の支援について相互支援を行っていない。 香取市・稲敷市・神栖市と応援協定を締結したため、今後協議 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 隣接する市町と広域的な水防活動の支援に関する取組を実施していく。 | 複数の市町を含む水防事務組合で活動している。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 巡視区間・頻度について、見直しを図る。 | 国、県管理河川を含め水防団が巡視している区間を地域防災計画等で位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 毎年1回広報誌により募集を実施している。 | 毎年、消防団により水防協力団体の募集を実施している。 |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 年に1回共同点検を実施していく。 | 年に1回共同点検を実施している。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社との支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 建設業者を含め、水防支援体制の検討。 【平成33年3月まで】 | 市建設業者組合との間で風水害等の応急対策を含む災害協定を結んでいる。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCPを作成する。 | 水害BCPIは作成していない。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 水災時における対応マニュアルを策定する。 | 庁舎は浸水想定区域外のため作成していない |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 浸水区域に大規模工場がある場合には周知活動を行う。【平成33年3月まで】 | 大規模工場等へ毎年説明会を実施している。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防を説明会等により周知。【平成33年3月まで】 | 自治会等へ毎年説明会を実施している。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 大規模水害を想定した排水計画の作成。 【平成33年3月まで】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | | | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水計画に基づく排水訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 実施していない。 |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 防災無線をアナログからデジタルに切り替えを行い、潮来市全域に放送が聞こえるように整備する。 観光地となっているため、外国人向けの多言語で記載したパンフレット等を整備していく。 | 避難の勧告・指示を発令した場合は、防災行政無線、拡声器付広報車、市職員・消防団体による巡視等により、関係地域内全ての人に伝わるように留意して伝達する。なお、防災無線は、市内全域に配備済み。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 関係機関と連携して資材を確保する。重機の活用、水のうち新たな水防資機材を整備する予定。 新技術について導入した場合、その使用感等を情報共有する。 | 水防資機材を備蓄(箇所及び種類・数量)している。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 浸水時においても災害対応を継続するための施設整備や自家発電装置等を耐水化する。 本庁舎を耐水化する。 | 耐水化や耐水対策は実施していない。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|---|--|
| 事項 | 目標時期 | 種敷市 | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 地域防災計画において、水防上の基準に合わせた避難の発令基準、対象区域を位置づける。【平成33年3月まで】 | 河川水位が氾濫危険水位に達した場合等に避難勧告を発令することとしている。 |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインに基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 避難経路等が分かるように洪水ハザードマップや地域防災計画に位置づけ、住民周知を行う。【平成33年3月まで】 | 洪水ハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。(避難所は指定しているが、避難経路の指定はしていない。) 利根川・支川の浸水を想定。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 広報への掲載や、浸水区域の住民への説明会等の開催。【平成33年3月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 内容を更に実践的にして、避難訓練を行う。【平成33年3月まで】 | 一部の自治会及び住民と避難訓練を年数回実施。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | スマートフォン等のIT機器の活用を検討する。【平成33年3月まで】 | 実施していない。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等の作成。【平成33年3月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水災害に対する勉強会等の実施。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 水防災に関する説明会等の実施。【平成33年3月まで】 | 共同点検で説明しているのみ。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 浸水想定区域のすべての学校で水害教育を実施。【平成33年3月まで】 | 学校単位で、避難訓練等の実施。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 教員を対象とした水災害講習会等の実施。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 避難誘導体制を確立し、円滑な避難ができるように、説明会等の開催。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)等が実施している。 現状の取組無し(位置づけ無し) 現状の取組無し。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 避難所案内表示板等の設置。【平成33年3月まで】 | 避難所の表示看板は設置済み。その他の取組は無し。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 避難訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し(避難計画を策定していない) |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | | | 実施する機関 | |
|---|--|---|-------------|---|---|
| 事項 | | 目標時期 | | 種数市 | |
| 具体的取組 | | | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防意識向上にむけて、定期的な広報誌への掲載。【平成33年3月まで】 | 水防訓練により、水防の役割、大切さ等を説明。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 年数回の水防訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 年数回実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 連絡体系に基いた訓練の実施と検証を行う。【平成33年3月まで】 | 水防団への河川水位等に係る情報提供の連絡体系図により実施。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 合同訓練を行い、水防活動の支援に対する取組を実施。【平成33年3月まで】 | 実施している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な水防支援体制の構築。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 巡視区間・頻度・内容について明確化にする。【平成33年3月まで】 | 地域防災計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。(頻度に関しては明記無し) |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進。【平成33年3月まで】 | 水防団員の募集は定期的に実施している。利根川の水防活動についても対応は検討。 |
| 2-8 | ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 定期的な住民参加の共同点検の実施。【平成33年3月まで】 | 住民を含めた共同点検は実施しているが、一部住民のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 建設業者を含め、水防支援体制の検討。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCPの作成。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 各施設において、氾濫を想定した対応マニュアル等を作成。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 浸水区域に大規模工場がある場合には周知活動を行う。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防を説明会等により周知。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の实效について | H32年度 | 大規模水害を想定した排水計画の作成。【平成33年3月まで】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。 |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水計画に基づく排水訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 情報手段は概ね整備されているので、市民への周知方法等を検討し、情報伝達方法の普及を図る。【平成33年3月まで】 | 防災行政無線や緊急速報メール、防災メール等により市民・関係機関への情報提供を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 関係機関と情報を共有し、必要な機材等については、導入配備を検討。【平成33年3月まで】 | 水防倉庫等に土のう袋や防水シート等の水防資機材を備蓄している。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 浸水区域にある施設の耐水対策を行う。【平成33年3月まで】 | 本庁舎は高台にあるため対策の必要はない。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|--|---|
| 事項 | | 目標時期 | 神栖市 | | |
| 具体的取組 | | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 地域防災計画において、対象区域を明確に定める。【平成33年3月まで】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。 |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインに基づいた避難訓練を実施する。【平成33年3月まで】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 大規模氾濫を想定した広域避難計画を策定する。【平成33年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない。 利根川と支川(常陸利根川)のそれぞれの想定をしているが、同時の想定をしていない。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 洪水ハザードマップの更新時に説明会等を開催する。【平成33年3月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。国土交通省の洪水浸水想定図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練を実施する。【平成33年3月まで】 | 自治会等も参加した避難訓練を実施していない。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練を実施する。【平成33年3月まで】 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練を実施していない。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等を作成し、住民へ周知する。【平成33年3月まで】 | 水防災意識社会の説明資料等はない。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口を設置する。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 水防災に関する説明会を開催する。【平成33年3月まで】 | 共同点検で説明しているのみ。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 小中学校における水災害教育を実施する。【平成33年3月まで】 | 小中学校における水災害教育を実施していない。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 教員を対象とした講習会を実施する。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 地域防災計画において、避難誘導体制を明確に定める。【平成33年3月まで】 | 地域防災計画に避難誘導の方法や住民の避難対応を定めているが、避難誘導体制を明確に定めていない。 公共交通機関による大量輸送を計画していない。 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 避難所の表示看板の充実強化。【平成33年3月まで】 | 避難所の表示看板は設置しているが、まるごとまちごとハザードマップは整備していない。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 要配慮者施設における避難計画(案)の策定及び訓練を実施する。【平成33年3月まで】 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練を実施していない。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | |
|---|---|--------------|--|---|
| 事項 | 目標時期 | 神栖市 | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 広報紙やホームページ等で水防に関する広報を実施する。【平成33年3月まで】 | 水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水害を想定した水防訓練を実施する。【平成28年4月～】 | 防災訓練や消防団の統一訓練時に水防工法訓練を併せて実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団等へ連絡体制を再確認し、伝達訓練を実施する。【平成33年3月まで】 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練は実施していない。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 隣接市町合同による水防訓練を実施する。【平成33年3月まで】 | 水防訓練を隣接市町と合同で実施していない。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な事務組合相互の水防活動について支援体制を構築する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 地域防災計画において、巡視区間・頻度・内容を明確に定める。【平成33年3月まで】 | 河川、堤防等の巡視及び重要水防箇所を地域防災計画に定めている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集及び指定を促進する。【平成33年3月まで】 | 消防団(水防団)は内水対策で手一杯のため、利根川の水防活動は困難な状況である。また、水防協力団体の募集についてはポスターにより実施。 |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。【平成33年3月まで】 | 消防団(水防団)、住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 水防活動への重機使用等、建設会社との支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 地域の建設業者による水防支援体制を構築する。【平成33年3月まで】 | 建設会社等と災害時協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定に向けた検討をする。【平成33年3月まで】 | 水害BCP(事業継続計画)を作成していない。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成を検討する。【平成33年3月まで】 | 庁舎が洪水の浸水想定区域外のため、マニュアルを作成していない。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動を実施する。【平成33年3月まで】 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動を実施していない。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防を説明会等によって市民へ周知する。【平成33年3月まで】 | 自治会等の自衛水防に関する周知を実施していない。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | H32年度 | 大規模水害を想定した排水計画を作成する。平成33年3月まで | 行えない。 |
| 3-2 | | | | 内水被害の発生が懸念される。 |
| 3-3 | | | | 排水計画を作成していない。 |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水計画に基づく排水訓練を実施する。【平成33年3月まで】 | 排水訓練を実施していない。 |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 室内における情報伝達手段として、280MHzデジタル同報無線システム(防災ラジオ)を整備済み。【希望者へ有償配布】【平成33年3月まで】 | 防災行政無線、280MHzデジタル同報無線システム(防災ラジオ)、登録制メール、緊急速報メール、ホームページ、広報車等による情報伝達を実施している。また、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 新技術を活用した水防資機材、地域防災計画に基づく水防資機材等を配備する。【平成33年3月まで】 | 水防倉庫等に土のう袋や防水シート等の水防資機材を備蓄している。また、水防団員へ救命胴衣を配備している。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 排水施設の耐水化を実施する。【平成33年3月まで】 | 排水施設等の耐水対策を実施していない。また、庁舎は洪水の浸水想定区域外のため、実施していない。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|--|--|
| 事項 | | 河内町 | | 河内町 | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 想定最大規模の外力が公表された後、修正を行う。 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み) |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインの検証。【平成30年3月まで】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 町内での避難は限界があるため、隣接市町村との広域避難の協定を締結する。【平成34年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない) 利根川の決壊のみを想定している。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、ハザードマップの見直しを行う。【平成34年3月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 避難訓練の実施を検討。【平成31年3月まで】 | 水害を想定した取組は無し(避難訓練を実施していない) |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | スマートフォン等のIT機器の活用を検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等を作成する。【平成33年3月まで】 | 無し |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 総務課(交通防災)にて対応。 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 水防災に関する説明会等を実施する。【平成33年3月まで】 | 共同点検で説明しているのみ。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | | 現状の取組無し(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない。) |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 教員を対象とした水災害講習会等の実施。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 福広管内の市町村災害時協定を締結次第、状況に合った計画を作成する。【平成34年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)等が実施している。 現状の取組無し(作成無し) 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | | 避難所の表示看板は設置済み。それ以外は取組無し |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 避難訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し(避難計画を策定していない) |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|-------------|---------------------------------------|--|
| 事 項 | | 河内町 | | | |
| 【具体的取組】 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防意識向上を図るため、定期的に広報誌への掲載。【平成33年3月まで】 | HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 合同の水防訓練を今後も行っていく。 | 年1回、近隣と合同の水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団(消防団)の伝達訓練を今後も行っていく。 | 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 合同訓練を行い、水防活動の支援に対する取組を実施。【平成33年3月まで】 | 実施している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な水防支援体制の構築。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 地域防災計画にて、水防団の巡視区間等を明確に定める。【平成33年3月まで】 | 地域防災計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。(頻度に関しては明記無し) |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について、また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防団(消防団)の募集を今後も継続的に行う。 | 水防協力団体は声掛けしても応募無し。水防団員は、利根川の水防活動も、ある程度は対応可能。 |
| 2-8 | ・沿川市町：毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外：水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 定期的に住民参加の共同点検を行う。【平成33年3月まで】 | 住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社との支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 建設業者を含め、水防支援体制の構築。【平成33年3月まで】 | 協定を締結していないが、支援を得ることは可能。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定の検討。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 氾濫を想定した対応マニュアルの作成を検討。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | | 大規模工場が無し。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防を説明会等により町民へ周知。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 大規模水害を想定した排水計画を作成。【平成33年3月まで】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。 |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 上記の計画に基づいた訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。 |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 防災行政無線(同報系)のデジタル化。【平成30年度～】 | 防災行政無線町HPによる情報発信、広報車による周知、アラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有効と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 新技術を活用した水防資機材の導入。【平成33年3月まで】 | 消防団詰所に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。また、新技術を活用した水防資機材を配備し始めた。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | | 予算の関係が有り、出来る所から実施中。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 目標時期 | 実施する機関 | |
|----------------------------------|---|--------------|--|---|
| 事項 | | | 利根町 | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 平成28年度から順次実施 | 想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。【平成29年度～】 | 地域防災計画に避難勧告等の発令基準を明記している。 |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 平成28年度から順次実施 | タイムラインの検証及び見直しを行う。【平成29年度～】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 平成28年度から順次実施 | 隣接市町村との広域避難の協定締結を検討する。【平成32年度まで】 | 避難所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路は指定していない) 利根川と小貝川の決壊を想定して避難場所は指定しているが、避難経路は指定していない。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 平成29年度から順次実施 | 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、ハザードマップの見直しを行う。【平成29年度～】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、速やかに公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 平成28年度から順次実施 | 避難訓練の実施を検討する。【平成29年度～】 | 避難訓練を実施していない。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | 平成28年度から順次実施 | スマートフォン等のIT機器の活用を検討する。【平成29年度～】 | 現状の取組無し。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等による広報を実施する。【平成29年度～】 | 無し |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 平成28年度から順次実施 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置を検討する。【平成29年度～】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 平成28年度から順次実施 | 水防災に関する説明会等の実施を検討する。【平成29年度～】 | 共同点検で説明しているのみ。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 平成28年度から順次実施 | 教育委員会と協議を行う。【平成29年度～】 | 現状の取組無し(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない。) |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | H29年度から順次実施 | 教育委員会と協議を行う。【平成29年度～】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | H29年度から順次実施 | 避難誘導体制の充実を図る。【平成29年度～】 | 避難誘導は、町、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施する。 現状の取組無し(作成無し) 避難所等の施設に関する案内表示板の設置を検討中 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 避難所案内表示板等の設置を検討する。【平成28年度～】 | 避難所等の施設に関する案内表示板の設置を検討中 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | H32年度 | 要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施の促進を行う。【平成29年度～】 | 現状の取組無し(避難計画を策定していない) |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | | | 実施する機関 | |
|---|--|---|-------------|--|--|
| 事項 | | 目標時期 | | 利根町 | |
| 具体的取組 | | | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防意識向上にむけた、広報を実施する。【平成29年度～】 | HPや広報誌等による水防訓練の報告や啓発を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水害による避難訓練の実施を検討する。【平成29年度～】 | 年1回水防訓練を実施している。(水防事務組合訓練) |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施を検討する。【平成29年度～】 | 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めている。防災無線(移動系)により通信訓練を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 近隣市町合同による水防訓練の実施を検討する。【平成29年度～】 | 実施している。(水防事務組合訓練) |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な事務組合相互の水防活動について支援体制作りを促進する。【平成29年～】 | 国・県・他市町・水防事務組合との連携。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 巡視区間・頻度・内容について明確化を図る。【平成29年度～】 | 地域防災計画に水防団による河川巡視の必要となる区間を位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進する。【平成29年度～】 | 水防団員は内水対応で手一杯であり、利根川の水防活動は困難な状況。 |
| 2-8 | ・沿川市町：毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外：水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 定期的な住民参加の共同点検の実施を検討する。【平成29年度～】 | 住民を含めた共同点検を実施したが、一部住民の参加のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 建設業者を含め、水防支援体制の構築を促進する。【平成29年度～】 | 災害(水害)活動に関して建設業協会と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCPの作成の検討を行う。【平成29年度～】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 各施設での、氾濫を想定した対応マニュアル等の作成を促進する。【平成29年度～】 | 現状の取組無し。(庁舎は浸水想定区域外に建てられている。) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 大規模工場への周知活動の実施について検討を行う。【平成29年度～】 | 現状の取組無し。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自主防災組織と調整を図り、住民への周知を促進する。【平成29年度～】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 大規模水害を想定した排水計画の作成を検討する。【平成29年度～】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | | | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水計画に基づく排水訓練の実施を検討する。【平成30年度～】 | 現状の取組無し。 |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 防災行政無線(同報系)のデジタル化。【平成29年度～】 | 防災行政無線、登録メール、エリアメール、町HP、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、アラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有効と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 水防資機材等の配備、維持管理について、水防管理団体と協議、検討を行う。【平成29年度～】 | 土嚢袋やスコップ、シート等の水防資機材を備蓄している。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 浸水想定区域にある施設の耐水対策の検討を行う。【平成29年度～】 | 庁舎は浸水想定区域外に建てられている。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|---|--|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | 目標時期 | 鏡子市 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 町丁、町内会ごとの発令対象区域を定める。【平成33年3月まで】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み) |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | 訓練等で実効性の有無を確認する。【平成33年3月まで】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 安全な避難経路について、地域住民とともに確認する。【随時】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない) 利根川の決壊のみを想定している。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表及び千葉県県土整備部の津波浸水想定図の公表後、津波・洪水ハザードマップとして作成予定(補正予算対応)。 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 浸水想定区域内の町内会と洪水を想定した避難訓練を行う。【平成33年3月まで】 | 水害に対応した避難訓練は実施していない。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | スマートフォン等を活用した訓練について調査・研究を行う。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 平成27年度に、大学等と共同で、水がもたらした恩恵と災害に係るリーフレットを作成した。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 水災害等に関する問い合わせ窓口を設置し、対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 水防強化月間に併せて、市広報に記事を掲載する。【平成29年5月～】 | 防災講話等で周知している。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 避難については、共通なところもあり、津波のみならず、洪水についても触れる。【平成33年3月まで】 | 平成27年度に関係機関と協力し、小中学校向けに、水災害も含む防災リーフレットを作成した。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 水災害について、学校等への情報提供を実施する。【随時】 | 利根川下流河川事務所の防災教育支援制度を紹介する。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 浸水想定区域内の町内会と洪水を想定した避難訓練を行う。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 現状の取組無し(作成無し) 整備から5年が経過する海拔表示板(海岸沿い及び利根川沿いを中心に整備)について、平成29年度中に更新するとともに、50箇所を増設を平成29年度予算化。避難場所等の案内を掲載した電柱広告に係る協定を締結済み。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | まるごとまちごとハザードマップの整備について調査・研究する。【随時】 | 実施していない。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 避難計画の策定及び訓練実施の啓発していく。【随時】 | 利用者の安全確保及び非常災害時の体制整備を強化・徹底するため、高齢者及び障害者施設を対象とした安全対策会議を開催した。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|---|--|---|-------------|---|---|
| 具体的な取組の柱 | | | 実施する機関 | | |
| 事項 | | | 鏡子市 | | |
| 具体的取組 | | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 |
| (2)洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防強化月間に併せて、市広報に記事を掲載する。【平成29年5月～】 | 説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 住民が訓練に参加できるよう工夫する。【随時】 | 年1回水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 装備について、調査・検討する。【随時】 | 消防本部から消防団(水防団)への連絡体制を構築している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 浸水範囲が市の一部であり、隣接市町と合同で行う予定は無い。 | 現状の取組無し。(浸水範囲が市の一部であり、隣接市町と合同で行う予定は無い) |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 浸水範囲が市の一部であり、隣接市町と合同で行う予定は無い。 | 現状の取組無し。(浸水範囲が市の一部であり、隣接市町と合同で行う予定は無い) |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 無堤部については、巡視を強化できるような検討し、早い段階で避難勧告等が行えるよう連絡体制を強化する。【平成33年3月】 | 管轄する消防団が巡視を実施。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 無堤部が長く、利根川が溢水した場合に水防活動は不可能。消防団員の募集は継続して実施。【平成33年3月】 | 消防団が水防対応を行っている。消防団員の募集は、ポスター等により随時広報している。 |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 国、県など専門的な知見を持った方と協力し、実施したい。【平成33年3月】 | 年1回の水防連絡協議会で行政間は情報共有している。 平成29年度水防訓練は、平成27年関東・東北豪雨で浸水被害を受けた町内で開催調整中。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 無堤部が長く、利根川が溢水した場合の水防活動は不可能。 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえ検討する。【平成33年3月】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえ検討する。【平成33年3月】 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえ検討する。【平成33年3月】 | 現状の取組無し。(大規模工場等が無いので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 町内会で水防活動が行えるよう協力する。【随時】 | 水防訓練を公開で行い、自衛水防の一助としている。 |
| (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 無堤区間が長いことから、早期の整備を要望する。【平成33年3月まで】 | 行える。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 河口部に位置し、かつ無堤区間が長く、排水先が確保できないことから、自然流下を待つ。 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 防災行政無線のデジタル化更新工事は、主に利根川沿いに配置された残り11局について、平成29年度予算化。 防災メールの登録推進を継続して実施する。【随時】 | 防災行政無線や緊急通報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 新技術を活用した水防資材について、調査・研究する。また、資機材の必要数については、無堤区間が長いことから、必要数の算出不能。【随時】 | 必要数の備蓄なし。また、新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定が無い。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえ検討する。また、庁舎の移転新築も含め検討する。【平成33年3月まで】 | 排水施設なし。 庁舎は浸水想定区域外。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|---|--|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | 目標時期 | 成田市 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 避難判断水位、氾濫危険水位が未設定の水位観測所(須賀など)について、水位が設定されるよう要望し、避難判断に活用する。【平成33年3月まで】 | 暫定基準で運用。 |
| 1-2 | ・沿川市町: ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外: 避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | 避難判断水位、氾濫危険水位が未設定の水位観測所(須賀など)について、水位が設定されるよう要望し、避難判断に活用する。【平成33年3月まで】 | 策定済み。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の策定について | 平成28年度から順次実施 | 住民が身の安全を確保するための避難行動がとれるよう、自助・共助の意識を高めるための啓発を行う。【平成33年3月まで】 | 防災マップ・市HP等で緊急避難場所・指定避難所を周知。 現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない) 水害時に使用できる避難場所を指定済み。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 周知を実施する。【平成33年3月まで】 | 防災マップとして公表。 次回の防災マップ改訂までは、HP等で周知を行う。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 総合防災訓練・土砂災害訓練の際に実施。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 土砂災害訓練の際に実施。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 風水害への備えについての啓発資料を常備している。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 危機管理課及び関係課で対応。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 風水害への備えについての啓発を実施。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 副教材にて降雨災害についての内容を掲載。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 出前講座等において防災教育に協力。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 現状の取組無し(作成無し) 情報伝達方法の多重化。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 避難所看板を設置。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 水防法に基づく浸水防止計画の作成等の周知徹底を図るとともに、災害情報普及支援室と連携して計画の作成を促進する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難計画を策定していない) |

| ○概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|---|--|---|-------------|--|---|
| 具体的な取組の柱 | | 目標時期 | 実施する機関 | | |
| 事項 | | | 成田市 | | |
| 具体的取組 | | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 広報誌に水防訓練実施結果を掲載。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 例年実施(3年に1度は水防演習として実施) |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 通常火災時は消防団メールにより伝達。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 印旛地区水防管理団体連合会及び印旛利根川水防事務組合の構成員となっており、印旛利根川水防事務組合が主催する水防演習に参加している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 印旛地区水防管理団体連合会の各行事に参加し、連携を深める。【平成33年3月まで】 | 印旛地区水防管理団体連合会の構成員として、相互応援を行う |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 水防実施計画書に重要水防箇所を記載。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 水防実施計画書により利根川の水害防御を規定。水防協力団体の募集はなし。 |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 住民へは防災マップにて、水防団へは水防計画実施計画書により周知。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 建設業災害対策協力会と災害時応急工事等の協力に関する業務協定書を締結。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 必要性を検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 浸水想定区域内に市庁舎なし。【平成33年3月まで】 | 浸水想定区域内に市庁舎なし。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 浸水想定区域内に大規模工場用地なし。【平成33年3月まで】 | 浸水想定区域内に大規模工場用地なし。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 広報誌に家庭での土のうの備蓄についての記事を掲載。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 尾羽根川排水機場の能力向上について要望する。【平成33年3月まで】 | 排水能力の向上が求められる。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | 排水機場の能力不足等による内水氾濫の懸念あり。(尾羽根川) |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 情報伝達手段の多重化を実施。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 土のう製作器を試験導入。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 排水施設(国管理施設等)耐水化の進捗を確認する。【平成33年3月まで】 | 浸水想定区域内に市庁舎なし。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|---|--|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | 目標時期 | 佐倉市 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準（対象区域・判断基準）の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 想定最大規模の外力が公表された後、必要に応じて地域防災計画修正を修正。【平成33年3月まで】 | 地域防災計画に基づき、避難勧告等の発令基準に関するマニュアルを整備している。 |
| 1-2 | ・沿川市町：ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外：避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | 避難勧告に着目したタイムラインの作成。【平成33年3月まで】 | 沿川市町以外であり、氾濫水到達までに時間を要するため現状の取組無し。（避難勧告に着目したタイムラインを作成していない） |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川（小貝川・手賀川（沼）・印旛沼・常陸利根川（霞ヶ浦）等）同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 水防訓練などの機会を利用し、対象地域の住民に対して積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。（避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない） 水害時に使用可能な指定避難場所を指定している。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 想定最大外力を反映した洪水ハザードマップの策定・周知。【平成33年3月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 各町会や自治会等の求めに応じ、訓練等を行なっていく。【平成33年3月まで】 | 沿川市町以外であり、氾濫水到達までに時間を要するため現状の取組無し。（避難訓練を実施していない） |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 避難訓練等にスマホ等IT機器の活用を検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。（避難訓練を実施していない） |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等の作成を検討する。【平成33年3月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 情報の共有を図る。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 自治会等への出前講座及び広報紙により、水害への意識向上及び対策を図っている。【平成33年3月まで】 | 水防訓練、防災講話等で周知している。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 要望に応じ対応していく。【平成28年～】 | 現状の取組無し。（小中学校を対象とした水災害教育は実施していない） |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 教員への教育は県主導のもと検討していくべきであり、市としても必要に応じて対応していく。【平成28年～】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団（消防団）、自主防災組織等が実施している。 バス会社2社と災害時応援協定を締結し、災害発生時における避難者等の大量輸送体制の整備を進めている。 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまごHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるとまごまごハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | まるとまごまごハザードマップの必要性の検討、洪水ハザードマップの更なる周知や、水害対策等の啓発を含めた講習会等の実施等。【平成33年3月まで】 | まるとまごまごハザードマップは整備していない。（洪水及び内水HMは整備している。）避難場所等を表示する看板は整備済み。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 避難計画の策定及び必要な情報の提供、支援を行う。【平成33年3月まで】 | 要配慮者利用施設に対する避難計画策定及び防災訓練実施に関する支援を行った。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|--|--|---|-------------|---|---|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | | 佐倉市 | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 年1回水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 隣接自治体と更に広域な出水を想定し、情報を密に連携を図る。【平成33年3月まで】 | 水防団(消防団)が印旛地区水防管理団体連合会の水防演習に参加している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 印旛地区水防管理団体連合会の各行事に参加し、連携を深める。【平成33年3月まで】 | 印旛地区水防管理団体連合会の構成団体と相互に協力を行う。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。【平成33年3月まで】 | 地域防災計画に基づき策定した佐倉市災害対策本部水防活動要領に、巡視区間等を位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 消防団(水防団)の募集広報を引き続き行う。【平成33年3月まで】 | 水防協力団体は声掛けしても応募無し。水防団員は、利根川の水防活動も、ある程度は対応可能。 |
| 2-8 | ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 水害リスクが高い地域へ訓練実施の呼びかけを行う。【平成33年3月まで】 | 市主催の水防訓練を通して、市、水防団、消防及び印旛土木事務所と情報共有 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 毎年度連絡体制を確認しておく。【平成33年3月まで】 | 水防活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定の必要性について検討。【平成33年3月まで】 | 浸水想定区域内に庁舎がないため、該当しない。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 浸水想定区域内に市庁舎等なし。【平成33年3月まで】 | 浸水想定区域内に庁舎がないため、該当しない。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 浸水想定区域内に大規模工場用地なし。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(浸水想定区域内に大規模工場等が無いので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 継続して実施する。【平成33年3月まで】 | 説明会等を実施している。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川が決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 行える。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | 不明。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 防災行政無線(子局)の増設登録制メール配信サービスの周知・啓発。【平成33年3月まで】 | 防災行政無線やコミュニティFM、緊急速報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、アラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 水防資機材の配備及び維持管理を実施する。【平成33年3月まで】 | 水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。(新技術を活用した水防資機材は配備していない。) |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 施設は高台にあるため対策の必要は無い。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|--|--|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | 目標時期 | 取組内容 | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて随時見直しをしていく。【平成28年～】 | 地域防災計画において、水防上の基準水位にあわせて避難の発令基準、対象区域を位置づけてある。 |
| 1-2 | ・沿川市町: ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外: 避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインの検証を検討する。【平成32年まで】 | 策定済み。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 広域避難計画にあたっては、導入の必要性を検証し、必要に応じて近隣市町村と連携した広域避難計画について検討する。【平成32年まで】 | 洪水ハザードマップ及び市のホームページにより周知している。 ハザードマップに避難場所は示しているが、避難経路の指定はしていない。 国が示した浸水想定に基づいてハザードマップを作成しており、その中で避難場所等を想定している。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 想定最大外力を反映した洪水ハザードマップの策定・周知。【平成30年まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 各町会や自治会等の求めに応じ、訓練等を行なっていく。【平成28年～】 | 水災害に限定した訓練は実施していないが、防災訓練を通じて、各町会、自治会等と実施している。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 他市を参考とし、検討していく。【平成32年まで】 | 取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 各町会や自治会等の求めに応じ、水防災意識社会についての説明等必要であれば、関係機関の助言等協力を仰ぎつつ作成していく。【平成28年～(必要に応じ対応)】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 情報の共有を図る。【平成28年～】 | 質問内容に応じ担当部署で対応。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 洪水ハザードマップを活用した継続的な周知や広報誌等での周知。【平成28年～】 | 洪水ハザードマップの裏面に、水防の心得を掲載し、周知を図っている。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 要望に応じ対応していく。【平成28年～】 | 要望に応じて実施することとしている。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 教員への教育は県主導のもと検討していくべきであり、市としても必要に応じて対応していく。【平成28年～】 | 実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 詳細な避難誘導体制の必要性等を含め検討していく。避難場所等を表示する看板は3か年をかけ更新していく。【誘導体制(平成29年～)看板(平成28年～)】 | 消防団、消防局、警察官、町会、自治会、区等が協力し、組織的に避難誘導を実施する。 現状の取組無し。 避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を東京電力グループ及びNTTグループの広告代理事業者と締結している。その他避難場所等を表示する看板を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | まるごとまちごとハザードマップの必要性の検討、洪水ハザードマップの更なる周知や、水害対策等の啓発を含めた講習会等の実施等。【平成28年～】 | まるごとまちごとハザードマップは整備していない。避難場所等を表示する看板は整備済み。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 避難計画の策定及び訓練実施の啓発をしていく。【平成28年～】 | 水災害に特化した訓練の実施はしていないが、一部施設で防災訓練の実施をしている。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|---|--|---|-------------|--|--|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | 目標時期 | 取組内容 | | | |
| 具体的な取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 洪水ハザードマップを活用した継続的な周知や広報誌等での周知。【平成28年～】 | 洪水ハザードマップの裏面に、水防の心得を掲載し、周知を図っている。平成19年度に浸水想定区域の地区に全戸配布。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 訓練開催の啓発を活発にすることを検討する。【平成29年～】 | 二市共催の水防演習を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 平常時から伝達確認を継続していく。【平成28年～】 | メール配信サービスにより、水防団に一斉配信する体制になっており、平常時から伝達の確認が行なえている。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 今後も水防演習を二市共催で実施していく。【毎年】 | 毎年、二市共催水防演習を行なっている。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 今後も水防演習を二市共催で実施し練度を上げていく。【毎年】 | 毎年、二市共催水防演習を行なっている。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 頻度の明確化を検討。【平成28年～】 | 水防計画に巡視の必要となる区間を位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 今後も水防演習を二市共催で実施し練度を上げていく。【毎年】 | 毎年行っている二市共催水防演習で利根川の水防活動訓練を実施している。 |
| 2-8 | ・沿川市町：毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外：水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 防災訓練や防火指導でハザードマップ等の周知を図る。【平成28年～】 | 柏市洪水ハザードマップで住民への情報提供を実施している。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社との支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 毎年度連絡体制を確認しておく。【平成33年3月まで】 | 柏市建設業界と、災害時における応急復旧活動の協力に関する協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 該当なし。 | 浸水想定区域内に庁舎がないため、該当しない。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 該当なし。 | 浸水想定区域内に庁舎がないため、該当しない。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 該当なし。 | 浸水想定区域内に大規模工場がないため、該当しない。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 訓練開催の啓発を活発にすることを検討する。【平成28年～】 | 二市共催の水防演習で、近隣自治会等を招き、周知している。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川が決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 他市を参考とし、検討していく。【平成28年～】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。 |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 他市を参考に排水計画の作成を行い、訓練を実施する。【平成28年～】 | 現状の取組無し。 |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | メール配信サービス等、利用者増加のための啓発を継続し行なっていく。【平成28年～】 | 防災行政無線、車による巡回広報、ホームページ、メール配信サービス、ツイッター、Lアラート、ケーブルテレビ文字放送による周知。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 柏市水防計画に基づく水防資機材の配備。【平成28年～】 | 水防倉庫に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄しているが、新技術の採用はない。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 現状の把握と重要箇所を順位付けし、必要に応じて計画的に耐水対策を進めていく。【平成28年～】 | 重要施設である庁舎は浸水想定区域外であり、その他施設においては耐水対策の必要等を検討し、対応していく。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|---|--|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | 目標時期 | 八千代市 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 想定最大規模の外力が公表された後、必要に応じて地域防災計画を修正。【平成33年3月まで】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み) |
| 1-2 | ・沿川市町：ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外：避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | 利根川下流河川事務所と協議の上、必要に応じてタイムラインを作成する。【平成33年3月まで】 | 氾濫水到達までに24時間を要することや、地域防災計画において、避難勧告等の発令基準(氾濫危険情報、氾濫発生情報、氾濫警戒情報など)を定めているため、タイムラインを作成していない。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 防災訓練などの機会を利用し、対象地域の住民に対して積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない) 利根川の決壊のみを想定している。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 防災訓練などの機会を利用し、対象地域の住民に対して積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。現時点では予定していない。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 避難訓練を実施する地域の拡大を進める。【平成33年3月まで】 | 水災害に限定した訓練は実施していないが、防災訓練を通じて、自主防災組織等と実施している。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | IT機器を活用した避難訓練の実施の必要性を検討し、必要に応じて実施。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | ホームページ等を活用した広報を検討する。【平成33年3月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 関係課との情報共有を図る。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 防災訓練などの機会を利用し、対象地域の住民に対して積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】 | 実施している。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて実施を検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない) |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 教員への教育は県主導のもと検討していくべきであり、市としても必要に応じて対応していく。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 地域防災計画に基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 現状の取組無し。(作成無し) 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 避難場所案内表示板の設置を進める。【平成32年3月まで】 | 洪水及び内水氾濫を想定した浸水HMを作成している。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 浸水想定区域内に要配慮者施設が無いが、今後、必要に応じて避難計画の策定及び訓練の実施を検討する。【平成33年3月まで】 | 浸水想定エリア内に要配慮者施設なし。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|---|--|---|--------------|---|---|
| 具体的な取組の柱 | | 事 項 | 目標時期 | 実施する機関 | |
| 具体的取組 | | | | 八千代市 | |
| | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | |
| (2)洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関し、HPなど常設の広報手段を活用し、広報を図る。【平成33年3月まで】 | 説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 印旛地区水防管理団体連合会が実施する水防演習に参加する。【平成33年3月まで】 | 水防団(消防団)が印旛地区水防管理団体連合会の水防演習に参加している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団(消防団)への連絡体制の再確認と充実。【平成33年3月まで】 | 消防本部から水防団(消防団)への連絡体制を構築している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 印旛地区水防管理団体連合会が実施する水防演習に参加する。【平成33年3月まで】 | 水防団(消防団)が印旛地区水防管理団体連合会の水防演習に参加している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(浸水範囲が市町の一部であり、隣接市町と合同で行う必要は無い) |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 沼川市町外のため現状の取組無し。(河川巡視は実施していない) |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 消防団の募集広報を引き続き行う。【平成33年3月まで】 | 消防団の募集のみ実施している。 |
| 2-8 | ・沼川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沼川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 水害リスクが高い地域へ訓練実施の呼びかけを行う。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 毎年度連絡体制を確認しておく。【平成33年3月まで】 | 水防活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定の必要性について検討。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 該当なし。 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 該当なし。 | 現状の取組無し。(大規模工場等が無いので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策の必要性について検討する。【平成33年3月まで】 | 行える。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | 不明 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策の必要性について検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し(作成していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 防災無線のデジタル化や無線難聴地域等の解消に努める。【平成28年～】 | 防災行政無線や緊急速報メール、防災情報メール、市Web、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 土のうなどの水防資機材の配備及び維持管理を実施する。【実施中】 | 土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄しているが、浸水範囲が市の一部に限定されているため、新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定が無い。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | なし | 浸水想定区域に庁舎等は、立地していないため耐水対策は行っていない。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|--|--|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | 目標時期 | 取組内容 | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 想定最大規模降雨における洪水を対象に発令基準や位置付けについて検討する。【平成33年3月まで】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み) |
| 1-2 | ・沿川市町：ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外：避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインの検証を検討。【平成28年～】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じた避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 広域避難計画の策定。【平成33年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 適切にできると考えている。また、避難経路は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 利根川の決壊のみを想定している。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知。【平成33年3月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 水災害に限定した訓練は実施していないが、防災訓練を通じて、各町会、自治会等と実施している。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | スマホ等IT機器を活用した避難訓練等の実施。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進。【平成33年3月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 水防災に関する説明会の開催。【平成33年3月まで】 | 共同点検などの機会でも説明している。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 小中学校における水災害教育の実施。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない) |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 教員を対象とした講習会の実施【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 避難誘導体制の充実。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 現状の取組無し。(作成無し) 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、避難場所案内表示板を整備。【平成27年～】 | 実施している。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 要配慮者施設における避難計画(案)の策定および訓練の促進。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難計画を策定していない) |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|---|--|---|-------------|--|--|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | 目標時期 | 狹孫子市 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| (2)洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関する広報の推進。【毎年】 | 説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防(防災)訓練の充実。【毎年】 | 年1回水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の充実。【平成29年3月まで】 | 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 今後も水防演習を二市共催で実施していく。【毎年】 | 実施している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な市町相互の水防活動の支援体制を推進。【平成33年3月まで】 | 有る。(毎年、当市と柏市共催で水防演習を行なっている。) |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 頻度の明確化を検討。【平成33年3月まで】 | 水防計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進。【毎年】 | 水防団員の募集は定期的に実施しているが、水防協力団体の募集はポスターを掲示しているのみ。また、水防団員は内水対応で手一杯であり、利根川の水防活動は困難な状況。 |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検の実施。【平成28年~】 | 住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築。【平成33年3月まで】 | 水防活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定に向けた検討。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 浸水想定区域内に市庁舎なし【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 浸水想定区域内に大規模工場用地なし【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(大規模工場等が無いので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防を説明会等によって市民へ周知。【平成28年~】 | 説明会等を実施している。 |
| (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の効効について | H32年度 | 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)を作成。【平成33年3月まで】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 氾濫水を迅速に排水するため、排水ポンプ車の搬入経路を考慮した排水ポンプ車設置(案)を作成。 |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水計画に基づく排水訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 排水訓練の実施(平成26年度~) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 既存施設・設備の維持管理。【毎年】 | 防災行政無線やコミュニティFM、緊急速報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材、地域防災計画に基づく水防資機材等の配備。【平成33年3月まで】 | 水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | - | 施設は高台にあるため対策の必要は無い。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|---|--|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | 目標時期 | 四街道市 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 避難に関する発令基準について見直しが必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み) |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | 地域防災計画に基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】 | 地域防災計画において、避難勧告等の明確な発令基準、情報連絡体制及び避難誘導体制等を記載しているため、避難勧告に着目したタイムラインは策定していない。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 出前講座や防災訓練などの住民等に対する防災啓発の場で積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない) 想定していない。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 出前講座や防災訓練などの住民等に対する防災啓発の場で積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。現時点では予定していない。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 地域防災計画に基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】 | 対象とする自治会や自主防災組織との避難誘導訓練を年に1回実施している。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | システム導入について調査・検討を行っていく。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等の作成を検討する。【平成33年3月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 出前講座や防災訓練などの住民等に対する防災啓発の場で積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】 | 地域防災計画(風水害編)・洪水ハザードマップを公表している |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 出前講座や防災訓練などの機会に積極的な水災害等の防災教育を実施していく。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない) |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 出前講座や防災訓練などの機会に積極的な水災害等の防災教育を実施していく。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 地域防災計画に基づいた訓練を実施していく。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 公共交通機関を活用した避難計画を作成している。 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 積極的な広報付き避難場所等電柱看板の設置拡大に努める。【平成33年3月まで】 | 実施している。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 訓練等の実施に関して支援していく。【平成33年3月まで】 | 避難計画を策定し、それに基づいた避難訓練を実施している。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|---|--|---|-------------|---|---|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | 目標時期 | 四街道市 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| (2)洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 出前講座や防災訓練などの住民等に対する防災啓発の場で積極的に広報を図る。【平成33年3月まで】 | 説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防事務組合などが主催している水防訓練に参加する。【平成33年3月まで】 | 水防事務組合などが主催している水防訓練に参加している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団を管轄する消防本部との連絡体制の連携強化に努めていく。【平成33年3月まで】 | 水防団以外で土木組合などと伝達訓練を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 今後、さらなる協定の締結等取組拡大に努めていく。【平成33年3月まで】 | 避難に関する支援を含めた災害時相互応援協定を結んでいる。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な事務組合相互の水防活動の支援体制を検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(浸水範囲が市町の一部であり、隣接市町と合同で行う必要はない) |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 巡視区間・頻度・内容の明確化を図る。【平成33年3月まで】 | 沿川市町外のため現状の取組無し。(河川巡視は実施していない) |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防団を管轄する消防本部との連絡体制の連携強化に努めていく。【平成33年3月まで】 | 消防団員の募集を行っている。また、水防団員は内水対応で手一杯であり、利根川の水防活動は困難な状況。 |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 出前講座や防災訓練などの住民等に対する防災啓発の場で積極的に周知を図る。【平成33年3月まで】 | 年に1回急傾斜地の点検を行っている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社との支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCPを作成するか検討する。【平成33年3月まで】 | 震災のみBCPを作成している。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(大規模工場等が無いので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(想定浸水エリアが市の一部にとどまるため実施していない) |
| (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 行える。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | 懸念されない。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。(作成していない。) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備等を検討する。【平成33年3月まで】 | 防災行政無線やコミュニティFM、緊急速報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、アラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 水防団を管轄する消防本部との連絡体制の連携強化に努めていく。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し(浸水想定範囲が市の一部にとどまるため。)また、新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定が無い。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 耐水化や耐水対策は実施していない。 |

| 〇概ね5年で実施する取組 | | | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|--|---|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
| 事項 | | 印西市 | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 地域防災計画に避難の判断基準(目安)について記載しているが、対象区域については、位置付けていないため、次回修正時に位置付ける。【平成28年～】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み) |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインを策定したため、今後は検証を進めていく。【平成28年～】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 避難経路の指定について検討していく。【平成32年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない) 避難方向は指しているが、避難経路は想定していない。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 現在も実施しているが、自主防災会のリーダー研修会や出前講座を通して、更なる周知に努める。【平成28年～】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。 国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】 | 実施していない。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 資料等の作成を今後検討していく。【平成33年3月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 現在も実施しているが、自主防災会のリーダー研修会や出前講座を通して、更なる周知に努める。【平成28年～】 | 共同点検で説明しているのみ。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない) |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 地域防災計画に避難誘導体制が位置付けられており、臨時バスによる輸送手段として関係機関やバス会社等へ協定の締結等を模索していく。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 現状の取組無し。(作成無し) 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 避難場所案内表示板が一部未設置の箇所があるため、設置を進める。【平成31年3月まで】 | 実施している。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 要配慮者施設における避難計画の策定の促進。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難計画を策定していない) |

| ○概ね5年で実施する取組 | | | | | | |
|---|--|---|-------------|--|--|--|
| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | | |
| 事項 | | 印西市 | | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | | |
| (2)洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関する広報の推進。【平成28年～】 | 出前講座等でハザードマップを活用して説明している。また、市防災HPに減災対策協議会のリンクバナーを貼り付けるなどの広報を実施している。 | |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防(防災)訓練の実施。【平成28年～】 | 3市町の輪番により、水防演習を実施している。 | |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 消防団員を兼務しているため、消防団としての情報伝達については、実施している。【平成28年～】 | 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めている。 | |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 隣接市町合同による水防訓練の取組を推進。【平成32年3月まで】 | 印楯利根川水防事務組合が主催する水防演習に参加している。 | |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 国、県、近隣市町と連携し、水防活動の体制整備を検討していく。【平成32年3月まで】 | 印楯地区水防管理団体連合会の構成団体と相互に協力を行う。 | |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 現在のところ明確になっていないため、今後巡視区間、頻度、内容の明確化について、検討していく。【平成32年3月まで】 | 地域防災計画に重要河川水防箇所を位置付けている。 | |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防協力団体の募集、指定について、広報を実施していく。【平成32年3月まで】 | 水防団員(消防団員)の募集広報は、定期的に実施している。 | |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を実施。【平成32年3月まで】 | 住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 | |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 市建設業災害対策協力会、造園組合と災害時における応急活動の協力に関する協定を締結しているが、更なる協定先の模索を進める。【平成31年3月まで】 | 災害応急活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。 | |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定に向けた検討。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) | |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 対応マニュアルの作成を検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) | |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 浸水想定区域内に大規模工場等の立地なし【一】 | 現状の取組無し。(大規模工場等が無いので実施していない) | |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防に関する周知について検討していく。【平成30年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) | |
| (3)一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 排水計画の策定を検討。【平成33年3月まで】 | 行えない。 | |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | | 懸念される。 | |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。(作成していない) | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水計画の策定と併せて、実施を検討していく。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) | |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | | |
| (2)避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 防災行政無線の音声聞き取りが難しい地域に対しては、緊急速報メール、防災メール、市Web、ツイッター、Lアラート等を活用して、情報を配信していく。【平成28年～】 | 防災行政無線や緊急速報メール、防災メール、市Web、CATV、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 | |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 新技術を活用した水防資機材の配備について検討していく。また、水防資機材の必要数の把握に努める。【平成33年3月まで】 | 水防倉庫に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄しているが、新技術の採用はない。 | |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 地域防災計画(風水害等編)に基づき、代替施設において、業務の継続が可能であるかについて検証する。【平成33年3月まで】 | 非常用発電設備を嵩上げするなどの浸水対策を実施している。 | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|---|--|
| 事項 | | 目標時期 | 白井市 | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 沿川市町以外については洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正。【平成33年3月まで】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み) |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | 河川管理者と協議し、より明確化する。【平成30年3月まで】 | 沿川市町以外であり、氾濫水到達までに時間を要するため現状の取組無し。(避難勧告に着目したタイムラインを作成していない) |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 広域避難計画にあたっては、導入の必要性を検証し、必要に応じて近隣市町村と連携した広域避難計画について検討する。【平成33年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない) 利根川の決壊のみを想定している。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) 国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 沿川市町以外であり、氾濫水到達までに時間を要するため現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | IT機器を活用した避難訓練の実施の必要性を検討し、必要に応じて実施。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進。【平成33年3月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | ハザードマップ等を活用した継続的な周知や広報誌等での周知。【平成33年3月まで】 | できていない。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じ対応していく。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない) |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 必要に応じ対応していく。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 避難誘導体制の充実化を検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(位置づけ無し) 現状の取組無し。(作成無し) 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 避難所の案内看板等の整備推進。【平成33年3月まで】 | 実施している。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 避難計画の策定及び必要な情報の提供、支援を行う。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難計画を策定していない) |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|-------------|---|--|
| 事項 | 目標時期 | 白井市 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関する広報の推進。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防(防災)訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 3市町の輪番により水防演習を実施している |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施。【平成33年3月まで】 | 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めている。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 隣接市町合同による水防訓練の取組を推進。【適時】 | 実施している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な事務組合相互の水防活動の支援体制を推進。【平成33年3月まで】 | 有る。(水防事務組合での活動) |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 当市は水防警報区は無いが、水害の発生が予測される場合の巡視等についての検討。【平成33年3月まで】 | 沿川市町外のため現状の取組無し。(河川巡視は実施していない) |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進。【実施中】 | 水防団員(消防団)は、利根川の水防活動も、ある程度は対応可能。水防団員(消防団員)の募集広報は、定期的に実施している。 |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 住民等への防災に関する啓発を行う機会に水害リスクについて周知を図る。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築。【平成33年3月まで】 | 災害応急活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定に向けた検討。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対応マニュアルの検討。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(大規模工場等が無いので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防を説明会等によって市民へ周知。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | | 懸念されない。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備。【平成33年3月まで】 | 防災行政無線、緊急速報メール、防災メール、市Web等による情報発信、広報車による周知、アラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 水防資機材としても活用できる資機材等の配備の推進。【平成33年3月まで】 | 浸水範囲が市内の一部であり、水害時には保有している資機材で対応を行うこととしている。また、新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定が無い。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 非常用発電設備を嵩上げるなどの浸水対策を実施する。(新庁舎建設中) |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 事 項 | 目標時期 | 実施する機関 | |
|----------------------------------|---|---|--------------|--|---|
| 具体的取組 | | | | 香取市 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。【平成30年3月まで】 | 避難勧告等の発令に関する基準をタイムラインで定めている。 |
| 1-2 | ・沿川市町: ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外: 避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインは策定済、今後はロールプレイ等による検討を行いながら随時見直しを行う。【平成34年3月まで】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について | 平成28年度から順次実施 | 隣接自治体との協定締結など事前の調整を図った上で、広域避難計画を策定し、避難経路に関する案内表示板等の設置を検討する。【平成32年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 |
| 1-4 | | 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について | | | 避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない。 |
| 1-5 | | 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | | | 避難方向は指しているが、具体的な避難場所及び避難経路は想定していない。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 今後、想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップを作成し、全市民に配布する。【平成30年3月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。作成し、住民に周知する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 浸水区域の自治会や自主防災組織と連携した避難訓練を実施する。【平成29年から】 | 一部の自治会で実施している。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 避難訓練等にスマホ等IT機器の活用を検討する。【平成29年から】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等を作成し、広報紙等により推進を図る。【平成29年から】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水防災に関連する担当課の連携により問い合わせ窓口を設置している。【実施済】 | 水災害等に関する問い合わせ窓口を設置し、対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 自治会等への出前講座及び広報紙により、水害への意識向上及び対策を継続して実施している。【実施済】 | 出前講座による説明及び広報紙による啓発を行っている。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 水防災意識の向上のため、啓発資料等を作成、配布する。【平成30年から】 | 小中学校を対象とした水災害教育は実施していない。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 洪水ハザードマップ等を用い、水災害対策の必要性について教員の水災害への意識向上を図る。【平成30年から】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて | H29年度から順次実施 | 想定最大規模降雨における洪水ハザードマップの作成に合わせ、防災関係機関及び自治会(自主防災会)の避難誘導に伴う役割・マニュアルの作成について検討する。【平成29年から】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 |
| 1-19 | | 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について | | | 公共交通機関の輸送能力が限られている為、現状の取り組みは無し。 |
| 1-20 | | 住民避難が円滑に行われるための工夫について | | | まちなかの一部に想定浸水深の高さ等の標識を設置している(まるとまちごとハザードマップの実施) |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 避難施設等に浸水深を示す表示板を設置するなど、市民の水災害への意識を向上させる。【平成29年から】 | 一部において実施している。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 避難計画の策定及び必要な情報の提供、支援を行う。【平成29年から】 | 避難計画は策定していない。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|--|-------------|--|--|
| 事項 | 目標時期 | 香取市 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | 香取市 | | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 広報紙に防災(水害)特集を組むなど啓発に努めている。【実施中】 | 説明会、防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 毎年度実施している。【実施中】 | 年1回水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 国の情報伝達訓練に合わせ訓練を継続して実施する。【実施中】 | 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 隣接自治体と更に広域な出水を想定し、情報を密に連携を図る。【平成29年から】 | 広域避難に関する基本となる協定を締結 稲敷市・潮来市・神栖市 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 隣接自治体と更に広域な出水を想定し、情報を密に連携を図る。【平成29年から】 | 広域避難に関する基本となる協定を締結 稲敷市・潮来市・神栖市 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 頻度の明確化を検討。【H29年～】 | 地域防災計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関し広報紙により募集・指定の促進を図っている。【実施中】 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動を実施している。水防団員の募集は広報紙等により定期的に実施している。 |
| 2-8 | ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 毎年、水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を実施する。【平成29年から】 | 住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 実施を検討する。【平成29年から】 | 建設業協会と「地震・風水害、その他の災害応急対策業務協定」を締結 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害時の業務継続を代替え庁舎で行えるようBCP計画を策定する。【平成29年から】 | 水害BCPは作成済みである。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 対応マニュアルの作成を検討する。【平成29年から】 | 作成していない。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 大規模工場等は立地していない。 | 大規模工場等が無いので実施していない。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自治会等への出前講座により、水害への意識向上及び対策を図っている。【実施中】 | 一部の自治会で実施している。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 3-2 3-3 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | H32年度 | 既存の排水施設、排水系統も考慮しつつ、排水計画を検討する必要がある。【平成29年から】 | 行えない。 懸念される。 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 防災訓練と合同で実施するよう検討する。【平成29年から】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 防災無線が聞き取りづらい世帯に対し戸別受信機の貸与を積極的に進めるとともに、携帯電話へのメールを推進する。【平成29年から】 | 防災行政無線や緊急速報メール、防災メール、市Web等による情報発信、広報車による周知、アラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 水防資機材の配備及び維持管理を実施する。【実施中】 | 新技術を活用したものではないが、水防倉庫等に基本的な土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を配備している。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 現状の把握と重要箇所を順位付けし、計画的に耐水対策を進めていく。【平成29年から】 | 本庁舎被災時には、災害対策本部を高台の支所に移転し、機能確保を図っている。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|---|--------------|--|---|
| 事項 | 目標時期 | 酒々井町 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正。【平成29年度～】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み)但し、地域防災計画とは別にマニュアル化している。 |
| 1-2 | ・沿川市町：ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外：避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | 河川管理者と協議し、より明確化する。【平成29年度～】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について | | | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 |
| | | 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難路の指定状況について | 平成28年度から順次実施 | 浸水範囲が狭いため、必要に応じて避難計画を策定する。【平成32年5月まで】 | 適切にできると考えている。また、避難経路は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。但し、避難経路は指定しない。 |
| | | 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | | | 避難場所は全て浸水区域外なので避難場所、避難経路は同じである。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 周知の漏れがないように啓発を行う。【平成32年5月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。 国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施。【平成32年5月まで】 | 沿川市町以外であり、氾濫水到達までに時間を要するため現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | スマホ等IT機器を活用した避難訓練等必要に応じての実施。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進。【平成32年5月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成32年5月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 周知の漏れがないように啓発を行う。【平成32年5月まで】 | 水害ハザードマップ及びパンフレットの配布を実施。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 要望に応じて実施。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない) |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 要望に応じて実施。【平成32年5月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて | | | 現状の取組無し。(位置づけ無し) |
| | | 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について | H29年度から順次実施 | 避難誘導体制の充実。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(作成無し) |
| | | 住民避難が円滑に行われるための工夫について | | | 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | HMの周知漏れがないように啓発を行う。【平成32年5月まで】 | 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 浸水区域に要配慮者施設はないが、必要に応じて避難訓練を実施。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(避難計画を策定していない) |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|-------------|---|--|
| 事項 | 目標時期 | 酒々井町 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | | | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関する広報の推進。【平成32年5月まで】 | HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防(防災)訓練の実施。【平成32年5月まで】 | 沿川市町外であり水害の可能性が低いので現状の取組無し(実施していない) |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施。【平成32年5月まで】 | 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 隣接市町合同による水防訓練の取組を推進。【平成32年5月まで】 | 実施している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な事務組合相互の水防活動の支援体制を推進。【平成32年5月まで】 | 現状の取り組み無し。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 必要に応じて巡視体制を推進。【平成32年5月まで】 | 沿川市町外のため現状の取組無し。(河川巡視は実施していない) |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防活動の担い手となる消防団員の募集を促進。【平成32年5月まで】 | 水防事務組合以外の取り組み無し。 |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 水害リスクの高い地域の共同点検の推進。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 想定災害を見極めて検討する。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 想定災害を見極めて検討する。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 大規模工場等はないが、対策が必要であるか検討する。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(大規模工場等がないので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防を説明会等によって住民へ周知。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 氾濫水を迅速に排水するため、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を関係機関、周辺市町と検討する。【平成32年5月まで】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水計画に基づく排水訓練の実施。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備。【平成32年5月まで】 | 防災行政無線やコミュニティFM、緊急速報メール、防災メール、市Web、フェイスブック、ツイッター等による情報発信、広報車による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 水防団の充実強化を図る。【平成32年5月まで】 | 現状の取組無し(必要数の備蓄なし。)また、新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定が無い。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した場合の対策が必要であるか検討。【平成32年5月まで】 | 排水施設無し。庁舎は立地上、浸水害無し。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|--|--|
| 事項 | | 目標時期 | 栗町 | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | 沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 避難に関する発令基準について見直しが必要か検討する。【平成33年3月まで】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。 |
| 1-2 | 沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインの検証・修正。【平成33年3月まで】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | 広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 広域避難計画の策定。【平成33年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない) 利根川の決壊のみを想定している。 |
| 1-8 | 想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知。【平成33年3月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。現時点では予定していない。 |
| 1-9 | 首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】 | 実施していない。 |
| 1-11 | スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | IT機器を活用した避難訓練等の検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等の作成を検討する。【平成33年3月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | 水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 防災訓練などの機会に積極的に水災害等の防災教育を実施していく。【平成33年3月まで】 | 共同点検で説明しているのみ。 |
| 1-15 | 小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない) |
| 1-16 | 教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 実施について、今後検討していく。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | 避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 避難誘導体制の充実。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、町、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 現状の取組無し。(作成無し) 避難所等の施設に関する案内表示板等を整備している。 |
| 1-21 | 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 迅速な避難を実現するための取り組みを推進する。【平成33年3月まで】 | 実施している。 |
| 1-22 | 要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の促進。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難計画を策定していない) |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | |
|---|---|--------------|--|
| 事項 | 目標時期 | 策定 | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関する広報の推進。【平成33年3月まで】 HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防訓練の実施。【継続実施】 3年に一度実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施。【継続実施】 連絡システムは水防団会議で確認しており、メールでの伝達訓練を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 隣接市町合同による水防訓練の実施。【継続実施】 実施している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な事務組合相互の水防活動の支援体制を推進。【平成33年3月まで】 印旛地区水防管理団体の構成団体及び印旛利根川水防組合として構成団体との連携協力を行う。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 巡視区間・頻度・内容の明確化について検討していく。【平成33年3月まで】 水防実施計画書に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定を促進していく。【平成33年3月まで】 水防実施計画書により利根川の水害防御を規定。水防協力団体の募集はしていない。 |
| 2-8 | ・沿川市町・毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外・水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検を推進していく。【平成33年3月まで】 住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 水防活動への重機使用等、建設会社との支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 地域の建設業者による水防支援体制の充実。【平成33年3月まで】 水防活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定に向けた検討。【平成33年3月まで】 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成に向けた検討。【平成33年3月まで】 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 浸水想定区域内に大規模工場等の立地なし。【一】 現状の取組無し。(浸水想定区域内に大規模工場等の立地はない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防に関する周知について検討していく。【平成33年3月まで】 現状の取組無し。(実施していない) |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 利根川の下流による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 排水計画の策定を検討。【平成33年3月まで】 行えない。 |
| 3-2 | ・利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | 懸念される。 |
| 3-3 | ・氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水計画の策定と併せて、訓練の実施を検討していく。【平成33年3月まで】 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備。【平成33年3月まで】 防災行政無線や、緊急速報メール、防災メール、町Web等による情報発信、広報車による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 新技術を活用した水防資機材の配備について検討していく。また、水防資機材の必要数の把握に努める。【平成33年3月まで】 新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定が無い。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した場合の対策が必要であるか検討。【平成33年3月まで】 浸水想定区域内に庁舎なし。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---------------------------------|---|--|--------------|------------------------|---|
| 事項 | 目標時期 | 神崎町 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み)但し、地域防災計画とは別にマニュアル化している。 |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない。 利根川の決壊のみを想定している。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 計画規模降雨の洪水ハザードマップは作成し、住民へ周知済みである。国土交通省の洪水浸水想定区域図の公表後、5年以内に公表する予定である。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 避難訓練を実施していない。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 町主体で取り組みを実施できていない。今年度、共同点検を実施した。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない) |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、町、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 現状の取組無し。(作成無し) 避難場所誘導案内付電柱広告に関する協定を東京電力グループ広告代理事業者と締結しているが、現状実績無し。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 実施を検討中。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 避難計画を策定しているが、それに基づいた避難訓練は実施していない。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|-------------|------------------------|---|
| 事項 | 目標時期 | 神崎町 | | H28年度までの実施状況 | |
| 具体的な取組 | 取組内容 | | | | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 消防団(水防団)の訓練時に実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 災害対策本部から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 実施していない。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 自衛隊と連携を密にしている。台風等の際には、到来する前より前から情報交換をしている。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 地域防災計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 消防団員(水防団員兼務)の募集を行っている。ある程度は、利根川における水防活動に参加できる。 |
| 2-8 | ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 様々な災害対応を通じて町の状況を把握している。町、消防団、被害箇所の地域住民と共通認識を持っている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(洪水想定地域に大規模工場等が無いので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 防災行政無線や緊急速報メール、防災行政無線メール、町Web等による情報発信、広報車による周知、Lアラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄しているが、新技術を活用した水防資機材の配備なし。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 庁舎は立地上、浸水害無し。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|--|---|
| 事項 | | 目標時期 | 東庄町 | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 地域防災計画にて対象区域の位置づけを検討する。【平成33年3月まで】 | 避難勧告等の発令に関する基準を定め、地域防災計画に具体的な避難勧告の発令基準を明記している。(国のガイドライン(案)に基づく修正済み) |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインに基づいた訓練の実施を検討する。【平成33年3月まで】 | 避難勧告に着目したタイムラインは作成済みである。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 避難場所の再確認と避難経路の位置づけをし、住民への周知を検討する。【平成33年3月まで】 | 避難場所は指定しており、計画規模の洪水に対するハザードマップにより周知している。 現状の取組無し。(避難場所は指定しているが、避難経路の指定はしていない) 利根川の決壊のみを想定している。 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図を踏まえた洪水ハザードマップを作成について検討していく必要がある。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) 現時点では予定していない。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 避難訓練を実施していない。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(避難訓練を実施していない) |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 質問内容を踏まえ、担当部署が個別に対応している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 共同点検を含み必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | できていない。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(小中学校を対象とした水災害教育は実施していない) |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 避難誘導体制の充実化を検討する。【平成33年3月まで】 | 避難誘導は、市、消防、警察、水防団(消防団)、自主防災組織等が実施している。 現状の取組無し。(作成無し) 避難所等の施設に関する電柱案内表示板の整備を開始している。まちなかの電柱等に海拔表示の標識を設置している。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 避難所の電柱案内表示板の充実。【平成33年3月まで】 | 実施している。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 避難計画を策定しているが、それに基づいた避難訓練は実施していない。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|-------------|---------------------------------|--|
| 事項 | 具体的取組 | 目標時期 | 東庄町 | | |
| | | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関する広報の推進について検討する。【平成33年3月まで】 | 防災訓練等の機会を通じて水防について説明している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 年1回防災訓練(一部水防内容あり)を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 消防から水防団(消防団)への連絡体制を定めており、情報提供を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(浸水範囲が市町の一部であり、隣接市町と合同で行う必要は無い) |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 巡視区間・頻度・内容の明確化を検討する。【平成33年3月まで】 | 地域防災計画に河川巡視の必要を記載している。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防団の募集対策について検討する。【平成33年3月まで】 | 水防団員及び水防協力団体の募集はポスターを掲示しているのみ。また、水防団員は内水対応で手一杯であり、利根川の水防活動は困難な状況。 |
| 2-8 | ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 水防活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(洪水想定地域に大規模工場等が無いので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 説明会等を実施している。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 大規模水害を想定した排水計画を検討する。【平成33年3月まで】 | 行えない。 |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | 懸念される。 |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 情報伝達手段の向上を検討する。【平成33年3月まで】 | 防災行政無線や、緊急速報メール、防災メール、市Web、等による情報発信、広報車による周知、アラートによる報道機関等への情報提供等を実施している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄しているが、新技術を活用した水防資機材の配備なし。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 必要に応じて検討する。【平成33年3月まで】 | 施設は高台にあるため対策の必要は無い。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|---|
| 事項 | 目標時期 | 利根川水系東南水防事務組合 | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、汎濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | 平成29年度 | |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | 平成29年度から順次実施 | |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 該当しない。 |
| 1-10 | ・洪水情報のプッシュ型配信の実施 | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | 平成29年度から順次実施 | |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 該当しない。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 自治体の活動に協力・補完すること。【概ね5年以内】 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 水害を経験した世代は、興味関心があるが、その下の年代は薄い。自治体や小中学校の教育の場で理解を深める活動が求められる。【概ね5年以内】 共同点検に参加している。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 該当なし。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 該当なし。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | |

○概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|-------------|--|---|
| 事 項 | | 利根川水系県南水防事務組合 | | | |
| 【具体的取組】 | | 目標時期 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 自治体の活動に協力・補完すること。【概ね5年以内】 | 水防訓練をとおしている。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 毎年実施している。【概ね5年以内】 | 年1回水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防協議会・水防訓練で確認訓練を実施している。【概ね5年以内】 | 構成市については水防計画等で確認している。洪水予報伝達演習の実施 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 稲敷広域と毎年実施している。【概ね5年以内】 | 稲敷広域と合同訓練を毎年実施し、水防協議会でも関係機関に協力を願っている。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | お互いに合同訓練を実施して、応援することを前提となっている。【概ね5年以内】 | 合同訓練を実施しているが、現状の取組はありません。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 水防計画や水防協議会で確認している。【概ね5年以内】 | 水防計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 自治体対応に協力していく。 | 該当なし。 |
| 2-8 | ・沿川市町・毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外・水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 水防関係機関や地域住民の参加する共同点検の推進 | 住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | | 現状の取組無し。(実施していない) |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | | 現状の取組無し。 |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | | 現状の取組無し。(実施していない) |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | | |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生の懸念について | | | |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | | 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | | |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 導入可能な新技術がどのようなものがあるか、検討する。 | 水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。また、新技術を活用したものを研究中である。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 目標時期 | 実施する機関 | | |
|----------------------------------|---|---|--------------|--------------|--------------|
| 事項 | 取組内容 | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-2 | ・沿川市町: ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外: 避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-3 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-4 | | 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について | | | |
| 1-5 | | 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | | | |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | 平成29年度 | | |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 該当しない。 | |
| 1-10 | ・洪水情報のプッシュ型配信の実施 | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 該当しない。 | |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 無し。 | |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 未実施 | 共同点検に参加している。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | | 該当しない。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | | 該当しない。 |
| 1-18 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて | H29年度から順次実施 | | |
| 1-19 | | 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について | | | |
| 1-20 | | 住民避難が円滑に行われるための工夫について | | | |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまちごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | | |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|-------------|--|---|
| 事項 | | 福敷地方広域市町村圏事務組合 | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 引き続き継続して実施。 | 水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 毎年実施している。【概ね5年以内】 | 年1回水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | | 構成市町で、対応。該当しない。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 県南水防組合と毎年実施している。【概ね5年以内】 | 隣接する、県南水防事務組合と毎年合同で訓練を実施している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な事務組合相互の水防活動の支援体制を推進。 | 現状の取組無し。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 水防計画で確認している。【概ね5年以内】 | 水防計画にて、位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について、また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | | 該当しない。 |
| 2-8 | ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検の推進。【概ね5年以内】 | 共同点検に参加している。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | | 該当しない。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | | 現状の取組無し。(大規模工場等がないので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | | 現状の取組無し。(実施していない) |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | | |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生懸念について | | | |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | | 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | | |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 迅速な水防活動を支援する為の新技術を活用した水防資機材、地域防災計画に基づく水防資機材の整備を検討する。【概ね5年以内】 | 水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。また、新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定が無い。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | | |

○概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|---|--------------|------------------------------------|--------------|
| 事項 | 目標時期 | 印旛利根川水防事務組合 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | 平成29年度 | | |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 該当しない。 | |
| 1-10 | ・洪水情報のプッシュ型配信の実施 | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 該当しない。 | |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進。【概ね5年以内】 | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 水防演習等の場で周知していく。【概ね5年以内】 | 共同点検に参加している。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | | 該当しない。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | | 該当しない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | | |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまちごととハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | | |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|-------------|---|---|
| 事項 | | 印旛利根川水防事務組合 | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 引き続き継続して実施。 | HP等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 引き続き継続して実施。 | 年1回水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 引き続き継続して実施。 | 連絡システム確認を行い、メールでの伝達訓練を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 引き続き継続して実施。 | 実施している。 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な事務組合相互の水防活動の支援体制を推進。【概ね5年以内】 | 合同訓練を実施しているが、現状では難しい。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 巡視区間・頻度・内容の明確化。【概ね5年以内】 | 水防実施計画に河川巡視の必要となる区間を位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進。【概ね5年以内】 | 水防団員は、利根川の水防活動も対応可能。 |
| 2-8 | ・沿川市町：毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外：水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 水防団や地域住民が参加し水害リスクの高い箇所の共同点検の推進。【概ね5年以内】 | 住民を含めた共同点検を実施しているが、一部住民のみとなっている。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 各地域の建設業者による水防活動支援体制の充実。【概ね5年以内】 | 構成市町にて各々建設会社と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定に向けた検討。【概ね5年以内】 | 現状の取組無し。(作成していない) |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 各機関における大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成に向けた検討。【概ね5年以内】 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対策が必要か検討する。(概ね5年以内) | 現状の取組無し。(大規模工場等が無いので実施していない) |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防に関する周知について検討していく。(概ね5年以内) | 現状の取組無し。(実施していない) |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 氾濫水を迅速に排水する為、関係機関と排水施設で情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成を検討。【概ね5年以内】 | |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | | |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 排水計画の作成を検討。【概ね5年以内】 | 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | | |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 迅速な水防活動を支援する為の新技術を活用した水防資機材、地域防災計画に基づく水防資機材の整備を検討する。【概ね5年以内】 | 水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。また、新技術の水防資機材の配備は、当面行う予定が無い。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | |
|---|---|---|--------------|
| 事項 | 目標時期 | 千葉県長沼水防予防組合 | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| ソフト対策の主な取り組み | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | |
| 1-1 | ・沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 |
| 1-2 | ・沿川市町：ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外：避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | 平成29年度 |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | 平成29年度から順次実施 |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 |
| 1-10 | ・洪水情報のプッシュ型配信の実施 | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | 平成29年度から順次実施 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|---|---|-------------|--------------|----------|
| 事項 | | 千葉県長沼水防予防組合 | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | (成田市を参照) | (成田市を参照) |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | (成田市を参照) | (成田市を参照) |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | (成田市を参照) | (成田市を参照) |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | (成田市を参照) | (成田市を参照) |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | (成田市を参照) | (成田市を参照) |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | (成田市を参照) | (成田市を参照) |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | (成田市を参照) | (成田市を参照) |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | (成田市を参照) | (成田市を参照) |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | (成田市を参照) | (成田市を参照) |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | | |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | | |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | | |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | | |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | | |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | | |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | | |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | | |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | | |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|---|--|--------------|------------------------------------|--|
| 事項 | 目標時期 | 茨城県防災・危機管理課 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準（対象区域・判断基準）の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 避難勧告等の発令基準の修正を支援。【平成33年3月まで】 | 「避難勧告等に関するガイドライン」の説明会を実施し、市町村を支援している。 |
| 1-2 | ・沿川市町：ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外：避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | 避難勧告に着目したタイムラインの作成を支援。【平成33年3月まで】 | ・市町村向けに図上型防災訓練のモデルを構築している。 ・必要に応じ、タイムラインの策定を支援している。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川（小貝川・手賀川（沼）・印旛沼・常陸利根川（霞ヶ浦）等）同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 広域避難計画の策定を支援。【平成33年3月まで】 | 災害対応勉強会に広域避難検討ワーキンググループを設置している。 災害対応勉強会に広域避難検討ワーキンググループを設置している【再掲】。 災害対応勉強会に広域避難検討ワーキンググループを設置している【再掲】。 |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | 平成29年度 | | |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さサポート） | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | | 必要に応じ、市町村の作成を助言している。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 図上型防災訓練のモデルの構築及び訓練実施支援。【平成33年3月まで】 | 市と合同で実施する総合防災訓練で避難訓練を実施している。 |
| 1-10 | ・洪水情報のプッシュ型配信の実施 | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施。【平成33年3月まで】 | 緊急速報メールを活用して避難訓練を実施している。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 継続して実施。【平成33年3月まで】 | 国の作成資料がある。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施。【平成33年3月まで】 | 質問に対して個別に回答。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施。【平成33年3月まで】 | 出前講座の依頼があれば実施することになっている。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施。【平成33年3月まで】 | 出前講座の依頼があれば実施することになっている。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 継続して実施。【平成33年3月まで】 | 出前講座の依頼があれば実施することになっている。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | 避難計画の策定を支援。【平成33年3月まで】 | 災害対応勉強会に広域避難検討ワーキンググループを設置している。【再掲】 災害発生時には、指定地方公共機関である茨城県バス協会等に対して、輸送を依頼することとしているが、個別具体的な計画はない。 自主防災組織の結成促進、活動内容の充実のための研修会の実施 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | 継続して実施。【平成33年3月まで】 | 自治会、自主防災組織等に対するハザードマップを活用した出前講座の実施 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | | 「社会福祉施設における非常災害対策計画の作成の手引」を作成（保健福祉部） |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | |
|---|---|--------------|---|
| 事項 | 目標時期 | 茨城県防災・危機管理課 | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 水防活動への重機使用等、建設会社との支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 特になし 地震BCPを作成済み。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 浸水が想定される出先機関が作成する対応マニュアルの策定を支援。【平成33年3月まで】 浸水範囲に本庁舎なし。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 現状の取組なし |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 継続して実施。【平成33年3月まで】 自主防災組織の結成促進、活動内容の充実のための研修会の実施。【再掲】 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設 | H32年度 | |
| 3-2 | 情報を共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | | |
| 3-3 | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生の懸念について | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 市町村の情報伝達手段の整備に関し、緊急防災・減災事業債の活用を促進している。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | | | 実施する機関 | |
|----------------------------------|---|---|--------------|--------------|--|
| 事項 | | 目標時期 | | 表城原河川課 | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町：想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外：洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-2 | ・沿川市町：ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外：避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-3 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-4 | | 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について | | | |
| 1-5 | | 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | | | |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | 平成29年度 | | |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-10 | ・洪水情報のプッシュ型配信の実施 | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | | |
| 1-18 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて | H29年度から順次実施 | | |
| 1-19 | | 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について | | | |
| 1-20 | | 住民避難が円滑に行われるための工夫について | | | |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | | |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | |
|---|---|--------------|--|
| 事項 | 目標時期 | 茨城県河川課 | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 継続実施している。 HPや広報誌等による水防訓練の報告や水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 継続実施している。 年1回水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 継続実施している。 年度当初に市町村担当者の連絡系統確認を行い、国の訓練に併せて伝達訓練を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 各市町において、合同で訓練を実施している。 利根川水系水防総合演習を実施 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 相互協力による水防活動の実施。 利根川水系水防総合演習を実施。 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 水防計画により、重要水防箇所などを事前に確認している。 茨城県水防計画により危険箇所を把握している。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 実施方法について検討していく。 |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 実施方法について検討していく。 市町村へ茨城県水防計画を配布し重要水防箇所を周知している。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 継続して実施。 水防活動に関して建設会社と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 利根川の本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | H32年度 | 未実施。 現状の取組無し。(作成していない) |
| 3-2 | ・氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | |
| 3-3 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 排水計画に基づく排水訓練の実施について | | |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 雨量・水位の情報について、インターネット等により配信している。 CCTVカメラの設置等により、リアルタイムの情報を発信する準備をしている。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 水のう等の購入を今後検討する。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 目標時期 | 実施する機関 | |
|----------------------------------|---|--------------|------------------------|---|
| 事項 | 取組内容 | | 千葉県 | H28年度までの実施状況 |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 平成28年度から順次実施 | 避難勧告等の発令基準の見直しを支援。 | |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 平成28年度から順次実施 | 避難勧告に着目したタイムラインの作成を支援。 | |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 平成28年度から順次実施 | 広域避難計画の策定を支援。 | |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 平成29年度 | | |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 平成29年度から順次実施 | 市町村が作成する洪水HMの策定支援。 | |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 平成28年度から順次実施 | 訓練実施を支援。 | 無し。 |
| 1-10 | ・洪水情報のプッシュ型配信の実施 | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | 平成28年度から順次実施 | | 無し。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 平成29年度から順次実施 | 継続して実施。 | 国の作成資料がある。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施。 | 質問に対して個別に回答。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 平成28年度から順次実施 | 継続して実施。 | 県で配布している広報資料に水害への知識と備えについて掲載、また、FMラジオでの防災CMで夏の時期には洪水や土砂災害について放送している。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 平成28年度から順次実施 | 市長村の要望により実施。 | 出前講座の依頼があれば実施することになっている。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | H29年度から順次実施 | 継続して実施。 | 研修会において、気象庁から講師を招き、水災害を含む様々な災害のメカニズムや対処法の講話を行い理解促進に努めている。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | H29年度から順次実施 | 避難計画の策定を支援。 | 災害発生時には、指定地方公共機関である千葉県バス協会等に対して、輸送を依頼することとしているが、個別具体的な計画はない。 各種広報媒体を使用し啓発を行っている。 |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | H32年度 | 継続して実施。 | 市町村に対し説明会を実施 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | H32年度 | 市町村への啓発を実施。 | 国と合同で市町村および施設管理者への説明会を実施 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | |
|---|---|--------------|---|
| 事項 | 目標時期 | 千葉県 | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 引き続き継続して実施。 水防の啓発ポスターの掲示等を実施している。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 引き続き継続して実施。 水防管理団体と合同で水防訓練を実施している。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 引き続き継続して実施。 毎年、情報伝達訓練を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 引き続き継続して実施。 利根川水系水防総合演習を実施 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 引き続き継続して実施。 利根川水系水防総合演習を実施 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | 引き続き継続。 水防計画において河川巡視の必要となる区間を位置づけている。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | 実施方法について検討していく。 |
| 2-8 | ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 実施方法について検討していく。 年1回の水防連絡協議会で情報共有している。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | 引き続き継続して実施。 水防活動を含んだ災害に関して建設会社と支援の協定を締結している。 |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 特になし。 水害に特化したBCPIは作成していない。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 浸水が想定される出先機関が作成する対応マニュアルの策定を支援。 現状の取組無し。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 継続して実施。 隣接市合同水防演習に参加 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 利根川の決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 大規模水害を想定した排水計画(案)の作成を支援。 懸念される。 |
| 3-2 | | | |
| 3-3 | | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 積極的に参加。 現状の取組無し。(実施していない) |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 継続して実施。 水防倉庫等に土嚢袋やロープ、シート等の水防資機材を備蓄している。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 庁舎改修時に耐水対策の必要性を検討。 一部実施中。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | |
|----------------------------------|---|--|---|
| 事項 | 目標時期 | 利根川下流総合管理所 | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | |
| 1-1 | 沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 |
| 1-2 | 沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 |
| 1-3 1-4 1-5 | 広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 |
| 1-6 | 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | 平成29年度 |
| 1-7 | 気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | 平成29年度から順次実施 |
| 1-8 | 想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 |
| 1-9 | 首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 該当なし。 |
| 1-10 | 洪水情報のプッシュ型配信の実施 | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | 平成29年度から順次実施 |
| 1-11 | スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 該当なし。 |
| 1-12 | 水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 無し。 |
| 1-13 | 水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 |
| 1-14 | 水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 防災業務に係る自治体等との更なる連携強化を図ることを目的として「地域防災連携窓口」をH28.6.1に設置。今後、自治体との更なる連携について検討していく。 |
| 1-15 | 小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 該当なし。 |
| 1-16 | 教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 該当なし。 |
| 1-18 1-19 1-20 | 避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 |
| 1-21 | 日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 |
| 1-22 | 要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | |
|---|---|--------------|----------------------------------|
| 事項 | 目標時期 | 利根川下流総合管理所 | |
| 【具体的取組】 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-8 | ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCP策定に向けた検討。【平成33年3月まで】 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 大規模氾濫を想定した対応マニュアルの作成。【平成33年3月まで】 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 利根川の本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生の懸念について | H32年度 | |
| 3-2 | | | |
| 3-3 | | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 施設毎の耐水対策の必要性の検討。【平成33年3月まで】 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|---|--|--------------|---|--|
| 事項 | 目標時期 | 千葉用水総合管理所 | | | |
| 具体的取組 | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | 平成29年度 | | |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 自治体等主催の訓練に適宜参加するとともに、自社における訓練を毎年度実施する。 | 自治体が主催する防災訓練に参加するとともに、自社において適宜訓練を実施している。 |
| 1-10 | ・洪水情報のプッシュ型配信の実施 | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 訓練を定期的に実施する。 | 訓練において、スマートフォン・携帯電話・パソコン等を用いて、安否確認・情報伝達等を実施している。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | | 無し。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 防災業務に係る自治体等との更なる連携強化を図ることを目的として「地域防災連携窓口」をH28.6.1に設置。今後、自治体との更なる連携について検討していく。 | 実施していない。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | | 現状の取組無し。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | | 学校の先生への取組は実施していない。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | | |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | | |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|-------------|-----------------|--------------------------|
| 事項 | 目標時期 | 千葉県用水総合管理所 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | | |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | | |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | | |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | | |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | | |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、監視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の監視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | | |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | | |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | | |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | | |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 作成の必要性について検討する。 | 水害に特化したBCPIは作成していない。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 作成の必要性について検討する。 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | | |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | | |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川が決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | | |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生の懸念について | | | |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | | |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | | |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | | |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 対策の必要性について検討する。 | 現状の取組無し。(浸水範囲に庁舎等の施設がない) |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | | | 実施する機関 | |
|----------------------------------|---|---|--------------|----------|--------------|
| 事項 | | 目標時期 | | 観ヶ浦用水管理所 | |
| 具体的取組 | | | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町: 想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外: 洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-2 | ・沿川市町: ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外: 避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-3 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-4 | | 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について | | | |
| 1-5 | | 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | | | |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | 平成29年度 | | |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | 該当なし。 | 該当なし。 |
| 1-10 | ・洪水情報のプッシュ型配信の実施 | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | 該当なし。 | 該当なし。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | | 該当なし。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 該当なし。 | 該当なし。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | | 該当なし。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | | 該当なし。 |
| 1-18 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて | H29年度から順次実施 | | |
| 1-19 | | 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について | | | |
| 1-20 | | 住民避難が円滑に行われるための工夫について | | | |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | | |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | |
|---|---|---------------------------------|-------|
| 事項 | 目標時期 | 観ヶ浦用水管理所 | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-8 | ・沿川市町: 毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外: 水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 該当なし。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 洪水時の庁舎等の機能確保のための対応マニュアルについて | H32年度 | 該当なし。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | H32年度 |
| 3-2 | | | |
| 3-3 | | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 該当なし。 |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|----------------------------------|---|--|--------------|---|--|
| 事項 | 目標時期 | 水戸地方気象台・鏡子地方気象台 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ確かな避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインの策定への支援を継続して実施する。【継続実施】 | 関東地方整備局、県、市町村と協同し、タイムラインの策定を支援している。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難経路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | | | |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | | 警報等における危険度の色分け表示や「警報級の現象になる可能性」の情報提供、メッシュ情報の充実化を図る。【平成29年度】 | 雨の降り方が変化していること等を「新たなステージ」と捉え、新しい指標「表面雨量指数(仮称)」導入や「流域雨量指数」の精緻化(1キロメッシュ)を行い視覚的に危険度を表示し、逃げ遅れ0の防災・減災対策に取り組む(29年度出水期より運用開始) |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実戦的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-10 | | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | | | |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | | |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | | |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 問い合わせ窓口の対応へのサポートを継続して実施する。【継続実施】 | 問い合わせ窓口の対応へのサポートを行っている。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 関係機関と連携し、効果的な対応を検討する。【継続実施】 | 水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会を実施している。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 教育委員会と連携し、効果的な対応を検討する。【継続実施】 | 水戸:小中学生を対象とした出前講座などの防災教育を実施している。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 教育委員会と連携し、効果的な対応を検討する。【継続実施】 | 教員を対象とした出前講座などの防災教育を実施している。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | | |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | | |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | |
|---|---|-----------------|---|
| 事項 | 目標時期 | 水戸地方気象台・鏡子地方気象台 | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防に関する説明会、出前講座を活用した講習会を継続して実施する。【継続実施】 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水戸:水防管理団体が行う訓練への参加、支援を継続して実施する。 鏡子:今後水防管理団体等からの要請があれば、できる限り水防演習への参加、支援を行う。【継続実施】 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 水防団への連絡システムの再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 利根川下流域の破堤箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域避難計画の策定に必要な情報の提供及び策定への支援を継続して実施する。【継続実施】 |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | |
| 2-8 | ・沿川市町:毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外:水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 水防活動への重機使用等、建設会社との支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 水害BCPの作成への支援を継続して実施する。【継続実施】 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 洪水時の庁舎等の機能確保のための作成 | H32年度 | |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自主防災組織への支援を継続して実施する。【継続実施】 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | H32年度 | 排水計画(案)の作成への協力、排水計画に基づく自治体訓練への支援を継続して実施する。【継続実施】 |
| 3-2 | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | |
| 3-3 | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 水戸:排水計画(案)の作成への協力、排水計画に基づく自治体訓練への支援を行う。 |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | |
| (1) 洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策 | | | |
| 4-1 | ・優先的に実施する堤防整備 堤防等河川管理施設の現状の整備状況について | H32年度 | |
| 4-1 | ・優先的に実施する堤防天端の保護 | H32年度 | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | |
| 4-1 | ・簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置 堤防等河川管理施設の現状の整備状況について | H32年度 | |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|---|---|--------------|---|---|
| 事項 | 目標時期 | 利根川下流河川事務所 | | | |
| 具体的取組 | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | | |
| ■ソフト対策の主な取り組み | | | | | |
| (1)逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み | | | | | |
| 1-1 | ・沿川市町:想定最大規模降雨における洪水を対象に基準の見直しについて検討する。 ・沿川市町以外:洪水浸水想定区域に基づく避難の発令対象区間を設定、また、必要に応じて避難の発令基準を修正 | 避難に関する発令基準(対象区域・判断基準)の位置づけについて | 平成28年度から順次実施 | 各機関が実施する洪水浸水想定区域に基づく避難の発令等に関する検討を支援。 【平成28年度から実施】 | 河川水位の動向に応じて、住民避難等に資する「洪水予報」(国土交通省、気象庁共同発表)を自治体向けに通知している。ならびに報道機関等を通じて住民に周知。(国交省・気象庁共同発表) |
| 1-2 | ・沿川市町:ロールプレイ等による検討を行いながらタイムラインの見直しを行う。 ・沿川市町以外:避難勧告に着目したタイムラインの作成 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインの見直し等の支援。 【平成28年度から実施】 | 避難勧告に着目したタイムラインの策定を支援している。 |
| 1-3 1-4 1-5 | ・広域避難計画の検討、策定や避難経路に関する検討、防災訓練などの機会を通じ避難場所の住民への周知を図る。 | 水害時の避難場所の指定、住民への周知について 利根川の決壊により広範囲に浸水することが予想された場合、避難経路による住民の避難について、また、ハザードマップで避難所までの避難路の指定状況について 利根川と支川(小貝川・手賀川(沼)・印旛沼・常陸利根川(霞ヶ浦)等)同時の浸水を想定した避難場所、避難経路等の想定について | 平成28年度から順次実施 | 広域避難計画の検討、策定に向けた事例等を紹介し、広域避難計画(案)の検討、策定を支援。【平成29年度から実施】 | 浸水想定区域図を作成し公表するなど関係自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施。 利根川の浸水を想定した浸水想定区域図を作成している。 |
| 1-6 | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションの公表 | 想定最大規模降雨の場合の住民避難について | | ・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーションを作成し公表する。【平成29年度】 | 想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーションを作成する必要がある。 |
| 1-7 | ・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善(水害時の情報入手のし易さサポート) | 雨の降り方が変化していること等を踏まえた防災・減災対策の取り組みについて | | | |
| 1-8 | ・想定最大外力を反映した洪水HMの策定・周知 | 計画規模の外力を対象とした洪水ハザードマップの作成、住民への周知について 想定最大規模の外力を対象とした洪水浸水想定区域図が公表された後、洪水ハザードマップの作成・周知を5年以内に行う予定について | 平成29年度から順次実施 | 想定最大規模降雨の洪水浸水想定区域図を作成し、各市町がハザードマップ作成が出来るように支援。【平成29年度から実施】 | 浸水想定区域図を作成し公表するなど関係自治体で作成するハザードマップの作成支援を実施。また、共同点検等でハザードマップの周知を実施。 水害ハザードマップ作成の手引き、ハザードマップ作成支援ツール等を提供し、洪水ハザードマップの作成の支援を実施。 小貝川について想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域を指定・公表した。 |
| 1-9 | ・首長も参加したロールプレイング等の実践的な避難訓練の実施 | 自治会等も参加した避難訓練の実施について | 平成28年度から順次実施 | タイムラインに基づく訓練、図上型防災訓練など他の事例を情報共有し、より実践的な訓練になるように支援。【平成29年度から実施】 | 避難訓練に配布する資料等の提供による支援を実施。 |
| 1-10 | | 住民が自ら水害のリスクを察知し主体的に避難出来る取組について | | 緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信を実施する。【平成29年度】 | 迅速な水防活動を支援するため、スマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供等を行っている。 |
| 1-11 | ・スマホ等IT機器の活用を検討、避難訓練等の実施 | スマートフォン等のIT機器を活用した避難訓練等の実施について | 平成28年度から順次実施 | プッシュ型の洪水予報等の情報入手方法を盛り込んだ避難訓練や他の事例を紹介し、避難訓練等の実施を支援。【平成29年度から実施】 | 住民の避難行動を促し、迅速な水防活動を支援するため、スマートフォン等を活用したリアルタイム情報の提供等を行っている。 |
| 1-12 | ・水防災意識社会に関する資料等の作成による広報の推進 | 水防災意識社会の説明資料等の有無について | 平成29年度から順次実施 | 水防災意識社会に関する説明資料等を他事例を参考に作成し、共同点検時や各機関にも配布することにより水防災意識社会の広報を推進する。【平成28年度から実施】 | 説明資料は有している。 |
| 1-13 | ・水災害の事前準備に関する問い合わせ窓口の設置 | 水災害に関する住民からの問い合わせへの対応について | 平成28年度から順次実施 | 問い合わせ窓口の設置。【平成28年度から実施】 | 担当窓口を決めて、問い合わせを集約している。 |
| 1-14 | ・水防災に関する説明会の開催 | 水防災について住民への周知に関する取組の実施について | 平成28年度から順次実施 | 各機関による水防災に関する説明会の開催に関する検討への支援や、各機関の要請により出前講座等による支援をおこなう。また、共同点検時に水防災に関する説明を行う。【平成28年度から実施】 | 利根川水系連合・総合水防演習や共同点検等の機会を通じて、水防災に関する周知を実施。 |
| 1-15 | ・小中学校における水災害教育の実施 | 小中学校における水災害教育の実施について | 平成28年度から順次実施 | 各機関による水災害教育の実施に関する検討の支援や、各機関の要請により出前講座等による支援を実施する。【平成28年度から実施】 | 利根川水系連合・総合水防演習において一部の小学生に対しては水災害について説明を実施。 |
| 1-16 | ・教員を対象とした講習会の実施 | 水災害等の防災教育においては、学校教育が重要と考えています。学校の先生方への水災害等の理解促進の取組の実施について | H29年度から順次実施 | 各機関による教員を対象とした講習会の検討の支援や、各機関の要請により出前講座等による支援を実施する。【平成29年度から実施】 | 先生方から説明等のご依頼があった場合に対応している。 28年度は利根町教職員向け防災教育を実施した。 |
| 1-18 1-19 1-20 | ・避難誘導体制の充実 | 避難誘導体制の地域防災計画等での位置づけについて 避難時にバスなどの公共交通機関による大量輸送の計画について 住民避難が円滑に行われるための工夫について | H29年度から順次実施 | | |
| 1-21 | ・日常から水災害意識の向上を図り、迅速な避難を実現するため、まるごとまちごとHMの検討、整備や表示板等の整備推進 | 避難所の表示看板やまるごとまちごとハザードマップ等、迅速な避難を実現するための取組について | H32年度 | | まるごとまちごとハザードマップについては、依頼に応じて支援を実施。 |
| 1-22 | ・要配慮者施設における避難計画の策定および訓練の実施促進、訓練の必要性の啓発 | 要配慮者施設における避難計画の策定及び訓練の実施について | H32年度 | 避難計画(案)策定に必要な情報提供による支援。要配慮者施設において策定している避難計画に水害も対象として加えることや、避難訓練の必要性の啓発を実施する上で支援を行う。【平成29年度から実施】 | |

〇概ね5年で実施する取組

| 具体的な取組の柱 | | 実施する機関 | | | |
|---|--|---|--------------|---|---|
| 事 項 | | 利根川下流河川事務所 | | | |
| 【具体的取組】 | | 取組内容 | H28年度までの実施状況 | | |
| (2) 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取り組み | | | | | |
| 2-1 | ・水防に関する広報の推進 | 水防に関する広報の実施について | 引き続き実施 | 水防月間、水防演習、出前講座等の機会に、ポスターの掲示やパンフの配布、パネル展示などにより広報を推進する。【引き続き実施】 | 水防月間、水防演習等で、ポスターの掲示やパンフの配布、パネル展示など実施。 |
| 2-2 | ・水防(防災)訓練の実施 | 水防訓練の実施について | 引き続き実施 | 水防管理団体が行う訓練への参加や利根川水系連合・総合水防演習に参加【引き続き実施】 | 水防管理団体が行う訓練への参加や利根川水系連合・総合水防演習に参加。 |
| 2-3 | ・水防団等への連絡体制の再確認と伝達訓練の実施 | 水防団への連絡系統の再確認や伝達訓練の実施について | 引き続き実施 | 洪水対応演習などの機会を通じ、伝達訓練を実施する。【引き続き実施】 | 洪水対応演習などの機会を通じ、伝達訓練を実施している。 |
| 2-4 | ・隣接市町合同による水防訓練の取組を推進 | 利根川が決壊した場合、広域的な浸水となりますが、水防訓練を隣接市町と合同で行うなどの取組の実施について | H29年度から順次実施 | 水防訓練での高水敷、防災ステーションの会場の提供や合同の訓練の支援。【引き続き実施】 | 水防訓練で高水敷、防災ステーションを活用する場合に支援 |
| 2-5 | ・広域的な水防支援体制を推進 | 利根川下流域の破壊箇所によっては、一市町又は一水防事務組合の範囲を超えることが想定されますが、そのような場合の取組について | H32年度 | 広域的な水防支援体制に関する取組への支援。【平成29年度～】 | |
| 2-6 | ・広域化、長期化する水防活動も視野に入れ、巡視区間・頻度・内容の明確化を図る | 水防警報発令後の巡視区間・頻度・内容について | H28年度から順次実施 | | 手賀川を水防警報河川に指定した。 |
| 2-7 | ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 | 内水に対する水防活動以外に利根川の水防活動の実施について。また、水防協力団体の募集、指定についての広報の実施について | 引き続き実施 | | |
| 2-8 | ・沿川市町・毎年、水防団や地域住民が参加し洪水特性を考慮した水害リスクの高い箇所の共同点検の実施 ・沿川市町外・水害リスクの高い地域への訓練実施の呼びかけや防災啓発の場で住民等へ周知を図る。 | 水害リスクの高い箇所に関して水防団や地域住民との情報共有について | H28年度から順次実施 | 重要水防箇所等の共同点検を実施することや、水害リスクについて情報共有を図る【引き続き実施】 | 重要水防箇所等箇所の合同巡視、共同点検を実施。 |
| 2-9 | ・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築 | 水防活動への重機使用等、建設会社の支援に関する協定の締結について | H28年度から順次実施 | | |
| 2-11 | ・水害BCP策定に向けた検討 | 水害BCP(事業継続計画)の作成について | H32年度 | 各機関の水害BCP作成について支援を行う。【平成29年度～】 | 水害BCPを策定済み。 |
| 2-12 | ・洪水や氾濫の特性も考慮した内容の氾濫を想定した対応マニュアルの作成 | 洪水時の庁舎等の機能確保のための | H32年度 | 各機関の氾濫を想定した対応マニュアル案作成について支援を行う。【平成29年度～】 | 対応マニュアルを策定済み。 |
| 2-13 | ・大規模工場等への浸水リスクと水害対策等の周知活動の実施 | 大規模工場等へ浸水リスクの説明と水害対策等の啓蒙活動の実施について | H32年度 | 洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション等水害リスク情報を周知する際に支援を行う。【平成29年度～】 | |
| 2-14 | ・自衛水防を説明会等により市民へ周知 | 自治会等の自衛水防に関する周知について | H29年度から順次実施 | 自衛水防の取組の紹介や簡易水防工法等の事例の紹介により支援を行う。【平成29年度～】 | 利根川水系連合・総合水防演習において自衛水防の取組を紹介している。 |
| (3) 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取り組み | | | | | |
| 3-1 | ・河口に近い特性も考慮した氾濫水を迅速に排水するための、排水施設情報の共有・排水手法等の検討を行い、大規模水害を想定した排水計画(案)の作成 | 利根川が決壊による浸水に対する、現状の配置計画の確実な住民避難や早期の社会機能回復の実効について | H32年度 | 氾濫水を迅速に排水するための、大規模水害を想定した排水計画(案)について検討する。また、関係機関に必要な情報の提供を行う。【平成29年度～】 | |
| 3-2 | | 利根川本川支川の樋門等閉扉による内水被害の発生への懸念について | | | |
| 3-3 | | 氾濫水をより迅速に排水するための排水計画の作成について | | | |
| 3-4 | ・排水計画に基づく排水訓練の実施 | 排水計画に基づく排水訓練の実施について | H32年度 | 関係自治体が行う訓練への支援として、災害対策用機械操作講習会等の情報提供を行う。【引き続き実施】 | 関係自治体が行う訓練への支援として、災害対策用機械操作講習会等の実施。 |
| ■ハード対策の主な取り組み | | | | | |
| (1) 洪水を河川内で安全に流す対策、危機管理型ハード対策 | | | | | |
| 4-1 | 優先的に実施する堤防整備 | 堤防等河川管理施設の現状の整備状況について | H32年度 | 優先的に実施する堤防整備。【平成32年度】 | 堤防が未整備の区間や計画に対し流下能力が不足している区間において堤防整備や河道掘削などを進めている。また、CCTVカメラ等の設置、維持管理を実施している。 |
| 4-1 | 優先的に実施する堤防天端の保護 | | H32年度 | 優先的に実施する堤防天端の保護【平成32年度】 | |
| (2) 避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 | | | | | |
| 4-1 | ・簡易水位計や量水標、CCTVカメラ等の設置 | 堤防等河川管理施設の現状の整備状況について | H32年度 | 簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置を推進する。【平成28年度～】 | 堤防が未整備の区間や計画に対し流下能力が不足している区間において堤防整備や河道掘削などを進めている。また、CCTVカメラ等の設置、維持管理を実施している。 |
| 1-17 | ・円滑かつ迅速な避難に資する施設(ハード)整備 | 住民等への情報伝達手段の整備について | H32年度 | 簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置を推進する。【平成28年度～】 | 河川水位、洪水予報、ライブ映像等の情報をWEBや報道機関を通じて伝達している。CCTVカメラの設置を実施している。28年度は公開済みカメラ台数を5台から15台に増設した。 |
| 2-10 | ・迅速な水防活動を支援するための新技術を活用した水防資機材の検討、配備や地域防災計画に基づく水防資機材等の配備、維持管理 | 利根川下流域の利根川本川の水防活動必要区間延長は長く、限られた水防団員による水防工法においては、簡易または省力化された水防工法が有用と考えます。新技術を活用した水防資機材や、水防資機材の配備について | 引き続き実施 | 新技術を活用した水防資機材の情報提供や利根川水系連合・総合水防演習の出展コーナー(新技術を活用した水防資機材)の紹介を行う。【平成29年度～】 | 利根川水系連合・総合水防演習の出展コーナーで新技術を活用した水防資機材を紹介している。 |
| 2-15 | ・氾濫形態に応じた排水施設の耐水化、庁舎の耐水対策の実施 | 排水施設の耐水化、庁舎等の重要施設の耐水対策について | H32年度 | 出張所や排水機場の耐水化等の推進。【平成32年度まで】 | 出張所や排水機場の耐水化を検討し、一部実施。 |